

業務実績等報告書様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人水資源機構		
評価対象事業年度	年度評価	平成 27 年度	
	中期目標期間	平成 25～29 年度（第 3 期）	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部	担当課、責任者	水道課長 宮崎 正信
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室政策評価官 玉川 淳
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	農村振興局整備部	担当課、責任者	水資源課長 塩屋 俊一
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 倉重 泰彦
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	経済産業政策局地域経済産業グループ	担当課、責任者	地域産業基盤整備課 山田 正人
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 矢作 友良
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	水管理・国土保全局 水管理・国土保全局水資源部	担当課、責任者	治水課長 泊 宏 水資源政策課長 荒井 仁志
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斎藤 夏起

3. 評価の実施に関する事項			
評価の実施にあたり、水資源機構理事長からのヒアリングを行うとともに、監事からの意見聴取を行った。（平成 28 年 6 月 14 日及び 20 日）（いずれも 4 省合同）			
また、4 省あわせて 9 人の外部有識者に対して意見聴取を行った。（平成 28 年 6 月 21 日～7 月 8 日）			

4. その他評価に関する重要事項			
アウトプット（アウトカム）情報については、現行の中期目標では明記していないことから、法人の自己評価における情報を参考値として記載し、評価の判断要素とした。			
重要度等についても、現行の中期目標では明記していないことから、評価の前提としての設定は行わず、具体的な評価の過程で実情に応じて勘案することとした。			
また、評価項目については前年度の見直しに沿って、17 項目とした。			

業務実績等報告書様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
評定 (S、A、B、C、 D)	B : 中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		A	B	B		
評定に至った理由	項目別評定は、主要と認められる業務の一部にAがあるものの、多くの業務についてBであり、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、Bとした。					

(注) 25年度の評定は、SS、S、A、B、Cの5段階でAが標準、26年度及び27年度の評定は、S、A、B、C、Dの5段階でBが標準

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	水資源機構の目的であり、法人自ら経営理念として掲げている「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことについて、洪水被害の防止・軽減、危機的状況への的確な対応をはじめとした各評価項目における様々な取り組みの結果として着実に行われており、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	中期計画に掲げた不要財産のうち処分未了の3件については、引き続き処分手続きを継続する必要がある。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	宿舎等資産の処分において、事案によっては、処理等が長期化する案件が生じており、その対応について、適切にフォローアップを行っていくことが重要。
その他特記事項	<p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渇水時においても利水者への情報提供等に積極的に取り組み、安定した用水の供給に努めたことや、水質異常発生時においては河川管理者や利水者への情報提供等に適切に対応して水質被害の影響拡大の回避に努めたことなど、中期計画における所期の目標を十分達成したと認められる。 ・水資源の安定供給並びに安全の確保は、国民の生活や産業活動に必須であり、国の根幹をなすものであるにも拘らず、最近の評価は目先の数値に一喜一憂している感がある。すなわち、評価項目の中には目先の判断による項目も数多く見受けられることから、国家百年の計に立脚した水資源計画の観点から危惧している。さらには、遠い将来を見通した観点からの評価項目の少なさについて従前から指摘しているが、このままの評価が継続すれば近い将来、現在の機構が保有する高い技術力並びに着実な業務運営能力が先細りすることは明らかである。 ・ダム等の再構築については100年、200年単位のローテーションを検討しておく必要があり、建設技術レベルの維持は極めて重要であると考える。このままの状態で時代が推移してしまえば、外国に技術を学ばなくてはならなくなる。このためには、海外における建設現場等にも職員を派遣するなど、大所高所からの技術力の維持向上を図ってもらいたい。機構における最近の技術力に一抹の陰りを感じているので、もっと大胆な技術開発や研究の推進に力を入れても良いのではないか。

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1.安全で良質な水の安定した供給、洪水被害の防止・軽減	/	/	/	/	/		
1-1 安全で良質な水の安定した供給	S	B	B			1-1	
1-2 洪水被害の防止・軽減	SS	A	B			1-2	
1-3 危機的状況への的確な対応	S	A	A			1-3	
1-4 確実な施設機能の確保	A	B	B			1-4	
1-5 計画的で的確な施設の整備 ダム等事業 用水路等事業	A A	B B	A B			1-5 1-6	
2.機構の使命を十全に果たすために必要な総合的な技術力の向上等	/	/	/	/	/	/	
2-1 機構が有する技術力の維持・向上	A	B	A			2-1	
2-2 環境の保全	S	B	B			2-2, 3	
2-3 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用							
2-4 関係機関、水源地域等との連携強化	A	B	B			2-4	
2-5 広報・広聴活動の充実	A	B	B			2-5	
3.機構の技術力を活用した技術支援	A	B	B			3	
4.内部統制の強化と説明責任の向上	A	B	B			4	

※難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線

重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す

(注) H25 年度の評語は、SS、S、A、B、C の 5 段階で A が標準、H26 年度及び H27 年度の評語は、S、A、B、C、D の 5 段階で B が標準

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1.機動的な組織運営	S	B	B			5-1	
2.効率的な業務運営							
3.コスト縮減の推進	A	B	B			5-2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
III 予算、収支計画及び資金計画	A	B	B			6-1	
IV 短期借入金の限度額							
VII 剰余金の使途							
II 4. 適切な資産管理	A	B	B			6-2	
V 不要財産の処分に関する計画							
VI VI に規定する財産以外の重要な財産の譲渡計画							
IV. その他の事項							
VIII その他業務運営に関する重要な事項	A	B	B			7	

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1-1	安全で良質な水の安定した供給					
業務に関連する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、パリアフリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条	
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
供給日数割合<水路>（注1） (計画値)	—	—	—	—	—			予算額（千円）	188,697,856 (36,849,179)	191,983,619 (38,415,149)	190,400,569 (38,064,577)		
供給日数割合<水路>（注1） (実績値)	—	99.9%	99.9%	99.8%	99.9%			決算額（千円）	167,333,545 (32,423,670)	176,942,656 (36,137,595)	171,864,485 (35,659,884)		
達成度	—	—	—	—	—			経常費用（千円）	117,493,996	123,615,675	137,838,402 (105,518,715)		
補給日数割合<ダム等>（注2） (計画値)	—	—	—	—	—			経常利益（千円）	1,995,835	△4,284,034	△10,029,393 (△2,129,567)		
補給日数割合<ダム等>（注2） (実績値)	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			行政サービス 実施コスト（千円）	53,494,192	61,719,139	69,799,414 (57,912,000)		
達成度	—	—	—	—	—			従事人員数	1,342 (910)	1,340 (893)	1,333 (874)		
水質管理計画作成・履行施設数 (計画値)	—	—	52 施設	52 施設	52 施設								
水質管理計画作成・履行施設数 (実績値)	—	51 施設	52 施設	52 施設	52 施設								
達成度	—	—	100%	100%	100%								

注1) 供給日数割合は、供給申込日数に対する供給日数の割合であって98%を基準値とする。

注2) 補給日数割合は、補給必要日数に対する補給日数の割合であって98%を基準値とする。

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注4) ()は、ダム・水路等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

注5) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						主務大臣による評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評定
					業務実績	自己評価	
	①施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時ににおいては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響範囲の縮小に努めること。	別表1「施設管理」に掲げる52施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理により、24時間365日安全で良質な水を安定して供給する。 (1) 安定した用水の供給等 必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。また、都市用水、農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。	別表1「施設管理」に掲げる52施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理により、24時間365日安全で良質な水を安定して供給する。 (1) 安定した用水の供給等 ○配水計画の策定等を行い、安定的に必要な用水を供給する。 ○異常渇水時の関係機関等との調整、きめ細やかな管理による効率的な水運用等を行って、国民生活等への影響の軽減に努めた。	<主な定量的指標> 供給日数割合<水路> 補給日数割合<ダム等> 水質管理計画作成・履行施設数 <その他の指標> 特別な渇水・水質事故等対応 <評価の視点> 的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。 渇水、水質悪化等の異常時に、その影響の軽減に努めたか。 (2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して水を利用できるよう、利水者へ常に安全で良質な水を供給する。	<主要な業務実績> ア. 安定的な用水の供給 ・水道用水、工業用水、農業用水の利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要な水量を供給した。〔I 1-1 (1) ① pp.6~11〕 イ. 渇水時における対応 ・利根川水系渡良瀬川流域での取水制限（6月19日～7月17日）に合わせて草木ダム及び本社に渇水対策本部を設置し、適時適切な水源情報の発信、利水者及び関係機関への周知、節水の啓発等を行った。 ・吉野川水系銅山川流域での利水者による自主節水（11月17日～12月14日）に合わせ、早明浦ダム等の利水貯水率の速報値をHPで発信するとともに、節水の啓発活動に努めた。 〔以上 I 1-1 (1) ③ pp.15~18〕 ウ. 計画的な水質管理 ・機構の管理する全52施設において、水質管理計画を作成・運用し、これに基づき、日常の水質状況の把握と利水者等への情報提供、選択取水設備等の運用による水質保全対策等を実施した。 ・平成27年3月の「ダム貯水池水質調査要領」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）の改訂を受け、これまでに19ダムの水質調査計画を策定した。 〔以上 I 1-1 (2) ① pp.20~22〕 エ. 水質異常発生時の対応 ・アオコ等の水質異常が発生した24施設において、迅速に河川管理者及び利水者等へ情報提供し、連携・調整を図り、的確な施設操作や拡散防止策を実施することにより、水質異常による影響の回避・軽減を行った。〔I 1-1 (2) ③ pp.25~27〕 オ. 水質事故発生時の対応 ・12件の油類流出等事故に対して、関係機関、利水者等との迅速な情報共有とオイルフェンスの設置等的確な対策を実施し、水質被害の拡大防止に努めた。〔I 1-1 (2) ③ p.27〕 カ. 水質事故等の早期把握に対する取組 ・水質事故、水質異常の早期把握に向け、長良導水取水口に油膜検知システムを設置するための詳細設計を実施したほか、木曽川右岸施設における白川取水口地点ほか2箇所に自動水質観測設備を設置した。〔I 1-1 (2) ③ pp.28~29〕	<評定と根拠> 評定：B ・平常時には安定して必要な用水を供給し、渇水時には渇水対策本部を設置して利水者や関係機関と調整を行い、ダム貯留水を効果的に運用し、国民生活や産業活動への影響を軽減した。 ・利根川水系渡良瀬川流域の渇水時には、利水者等に対する積極的な水資源情報の発信を行い、取水制限実施の合意形成に寄与した。 ・52の全管理施設において水質管理計画を作成し、当該計画に基づく水質保全対策等により良質な用水の供給を実施した。 ・水質異常の発生時には、河川管理者、利水者等と連携を図り、その影響の回避・軽減を行った。また、水質事故の発生時には、水質被害の拡大防止を図った。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定
	②日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の供給に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。	○全施設において水質管理計画を作成し、運用する。 ○水質悪化及び水質事故時等に的確に対応するとともに、汚濁物質検知システムの設置について検討する。 等			<評定に至った理由> 指標である「供給日数割合」「補給日数割合」は前年度に引き続き基準値を上回っており、「水質管理計画作成・履行施設数」も、計画どおりの実績を達成している。 さらに、平成27年6月19日から7月17日にかけての利根川水系渡良瀬川流域における渇水対応において、適時適切な水源情報の発信、利水者等への周知、節水の啓発を行い、取水制限実施に至る合意形成に寄与した。 また、油流出等の水質事故発生時には、利水者等と迅速に情報共有をし、必要な対策を取る等、水質被害の拡大防止を図ったことについても評価できる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)	<その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・水質異常発生時の迅速な取組は、被害を最小限に食い止めるだけでなく、水資源管理の仕組みに対する社会的評価・信用を維持したという点で高く評価できる。 ・本項目は、本機構の最も基本となる業務であり、最重要な位置づけであるが、特に問題なく計画通り取り組み、確実に成果を上げていると思われる。 ・関東・東北豪雨に対して複数のダムの操作により下流域の洪水被害の防止・軽減に大きく貢献したことは顕著である。また、ダムの計画規模を超えるような異常洪水に備えて特別防災操

						<p>作の演習を実施するなど、中期計画における所期の目標を十分達成したと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の的確な運用により洪水被害の軽減に寄与している。さらに、地方整備局と連携し「避難を促す緊急行動」等について 132 の自治体の首長等に直接説明するなど、危機発生から得られた教訓の普及に努めるなど、実情を踏まえた効果的な取り組みが認められる。 ・渴水時においても利水者への情報提供等に積極的に取り組み、安定した用水の供給に努めたことや、水質異常発生時においては河川管理者や利水者への情報提供等に適切に対応して水質被害の影響拡大の回避に努めたことなど、中期計画における所期の目標を十分達成したと認められる。 ・平常時における安定した良質な原水供給のため、量質両面から計画的な施設管理・運用を実施している。また、渴水・水質事故時等の異常時にも的確に施設運用し被害等の軽減に寄与していると認められる。 ・日夜安全で良質な水の安定した供給を行うことは、高度な技術力と共に不斷の努力であり、定量的な評価のみに止まることなく、高い評価を与えるべきだと考える。当たり前の結果を出し続けることの難しさをしっかりと評価すべきであり、この点を評価し A と判定する。
--	--	--	--	--	--	---

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成 27 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	洪水被害の防止・軽減		
業務に関する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41

注1) 浸水調整適正率割合は、浸水回数に対して適正に浸水調節対応を行った割合である。

注2) 予算額 決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注3) () は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

注4) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>治水機能を有するダム等においては、的確な洪水調節等の操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。</p> <p>(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るために、ダム等の施設により的確な洪水調節等を実施し、河川管理者・関係自治体とも連携し、流域の安全を確保する。</p>	<p>洪水被害の防止・軽減を図るために、治水機能を有するダム等において、的確な洪水調節等を実施するとともに、異常洪水に備えた対応を強化し、流域の安全を確保する。 (1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るために、ダム等の施設により的確な洪水調節等を実施し、河川管理者・関係自治体とも連携し、流域の安全を確保する。</p>	<p>洪水被害の防止・軽減を図るために、治水機能を有するダム等において、的確な洪水調節等を実施するとともに、異常洪水に備えた対応を強化し、流域の安全を確保する。 ○洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発現させる。</p> <p>○自治体への説明等により浸水リスクの認識共有、防災力向上を図る。</p> <p>○関係自治体・機関に防災・避難等に係る情報提供を適時的確に行う。</p>	<p><主な定量的指標> 洪水調節適正実施割合 異常洪水対応演習実施ダム</p> <p><その他の指標> 特別な洪水対応</p> <p>大規模洪水時の被害軽減効果</p> <p><評価の視点> 的確な洪水調節等を実施し、洪水の防止又は軽減を図ることができたか。</p> <p>ウ. 出水時の円滑な対応のための情報共有等 ・河川管理者と連携し、全ダムで関係自治体への防災操作説明会を実施し、洪水時の浸水被害の想定等について関係機関との情報共有化に取り組んだ。また、「平成27年9月関東・東北豪雨」を受け、関係地方整備局と連携するなどし、「避難を促す緊急行動」として132自治体の首長等に対し、洪水時のダムの防災操作や沿川の浸水リスク等について直接説明を実施した。 ・ダムの放流警報施設を流域住民への警戒避難の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流自治体に働きかけを行い、新たに2自治体と協定を締結した。 [以上 I 1-2 (1) ② pp.39~41]</p> <p>エ. 関係機関への洪水情報提供 ・洪水に至らない中小規模の出水を含め、ダムの防災操作や警報等の情報伝達を関係自治体及び関係機関に対して確実に実施した。 ・防災操作等の通知文について、より分かりやすい内容と表現に見直した。 ・ホームページにリアルタイムでダムの洪水調節状況とその効果を公表した。 [以上 I 1-2 (1) ③ p42]</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 洪水調節実績 ・機構の管理する洪水調節を目的に含む全23ダムのうち11ダムで延べ26回の洪水調節を実施し、ダム下流域の洪水被害の防止・軽減を図った。〔I 1-2 (1) ① pp.31~32〕</p> <p>イ. 「平成27年9月関東・東北豪雨」における洪水対応 ・「平成27年9月関東・東北豪雨」において、荒川水系の浦山ダムと滝沢ダム、利根川水系渡良瀬川の草木ダムにおいて洪水調節を実施し、ダム下流域の水位低減に効果を發揮し洪水被害の防止・軽減に貢献した。草木ダムでは、東京ドーム約4.5杯分に相当する約567万m³の洪水を貯留し、ダム下流の花輪地点(みどり市東町)において約0.7mの水位低減効果があったものと推定される。〔I 1-2 (1) ① pp.36~38〕</p> <p>ウ. 出水時の円滑な対応のための情報共有等 ・河川管理者と連携し、全ダムで関係自治体への防災操作説明会を実施し、洪水時の浸水被害の想定等について関係機関との情報共有化に取り組んだ。また、「平成27年9月関東・東北豪雨」を受け、関係地方整備局と連携するなどし、「避難を促す緊急行動」として132自治体の首長等に対し、洪水時のダムの防災操作や沿川の浸水リスク等について直接説明を実施した。 ・ダムの放流警報施設を流域住民への警戒避難の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流自治体に働きかけを行い、新たに2自治体と協定を締結した。 [以上 I 1-2 (1) ② pp.39~41]</p> <p>エ. 関係機関への洪水情報提供 ・洪水に至らない中小規模の出水を含め、ダムの防災操作や警報等の情報伝達を関係自治体及び関係機関に対して確実に実施した。 ・防災操作等の通知文について、より分かりやすい内容と表現に見直した。 ・ホームページにリアルタイムでダムの洪水調節状況とその効果を公表した。 [以上 I 1-2 (1) ③ p42]</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・台風や前線に伴う豪雨に対し、ダムにおいて的確な防災操作により洪水調節を実施し、ダム下流域の洪水被害の防止・軽減に貢献した。 ・「平成27年9月関東・東北豪雨」では、関東3ダムにおいて洪水調節を行い、下流河川の水位低減に効果を発揮した。 ・「避難を促す緊急行動」として、関係自治体の首長等に対し、河川管理者と連携して洪水時のダムの防災操作や沿川の浸水リスク等を直接説明する取組を行い、情報共有化を着実に進めた。 ・新たに2自治体と協定を締結し、自治体がダムの放流警報施設を使用して流域住民に洪水時の警戒避難の情報伝達が行える体制を整備し、自治体との連携・協力体制を強化した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成するものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 指標である「洪水調節適正実施割合」は、前年度に引き続き100%を達成しているほか、「異常洪水対応演習実施ダム数」についても前年度と同数を維持している。 また、「平成27年9月関東・東北豪雨」では関東の3ダムにおいて洪水調節を行い、下流域の洪水被害防止・軽減に寄与し、国民の生命や財産を災害から守ることに大いに貢献した。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・洪水被害防止のための的確な対応がとられており、この点は高く評価できる。 ・木津川ダム群の統合操作の事例を収集・整理し、課題を抽出し、統合操作の導入に向けた検討結果が今後活用されることを期待したい。 ・洪水時の情報伝達に関して、新たに2自治体と協定を締結して、連携・協力体制を強化していることは、特に高く評価できる。 ・132自治体の首長等への直接説明および情報共有は、高く評価できる。 ・関東・東北豪雨に対して複数のダムの操作により下流域の洪水被害の防止・軽減に大きく貢献したこととは顕著である。また、ダムの計画規模を超えるような異常洪水に備えて特別防災操作の演習を実施するなど、中期計画における所期の目標を十分達成したと認められる。 ・施設の的確な運用により洪水被害の軽減に寄与している。さらに、地方整備局と連携し「避難を促</p>

		<p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 異常洪水時においても洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、既存施設の洪水対応能力を最大限まで発揮させる操作等の検討を進める。</p>	<p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 ○異常洪水時における洪水被害の防止・軽減のための様々な操作方法の検討を進めます。 ○ダム統合操作により下流の浸水被害を回避することができた事例の分析、課題抽出を行う。 等</p>	<p>オ、異常洪水に備えた対応の強化 ・異常洪水時を想定したダムの事前放流や特別防災操作等について操作方法の検討及び河川管理者との協議をさらに進めたほか、ダムの計画規模を超えるような異常洪水に対して、ダム下流の浸水被害を最小限に抑えるための放流方式の演習を早明浦ダムにおいて実施した。〔I 1-2 (2) ① pp.43～48〕 ・本津川ダム群の統合操作の事例を収集・整理し、課題を抽出することにより、統合操作の導入に向けた検討を実施した。〔I 1-2 (2) ② pp.49～51〕</p>		<p>す緊急行動」等について 132 の自治体の首長等に直接説明するなど、危機発生から得られた教訓の普及に努めるなど、実情を踏まえた効果的な取り組みが認められる。</p> <p>・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨において、3 ダムで洪水調整を実施し、ダム下流の洪水被害の防止・軽減に貢献したことは評価に値する。評定は B としているが、限りなく A に近い B であることを付記するものである。</p>
--	--	---	--	---	--	---

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成 27 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1-3	危機的状況への的確な対応				
業務に関連する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、パリアリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条	
当該項目の重要度、難易度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
耐震性能照査試行（ダム等） (計画値)	—	—	14 施設	18 施設	8 施設		
耐震性能照査試行（ダム等） (実績値)	上段：実施中施設数 下段：実施済み施設数	8 施設 (0 施設)	14 施設 (4 施設)	18 施設 (14 施設)	9 施設 (23 施設)		
達成度	—	—	100%	100%	113%		
耐震性能照査（水路） (計画値)	—	—	—	—	—		
耐震性能照査（水路） (実績値)	上段：実施中施設数 下段：実施済み施設数	5 施設 (5 施設)	7 施設 (5 施設)	11 施設 (5 施設)	15 施設 (5 施設)		
達成度	—	—	—	—	—		
危機管理訓練 (計画値)	—	—	—	—	—		
危機管理訓練 (実績値)	—	162 回	225 回	267 回	310 回		
達成度	—	—	—	—	—		

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 本項目に係る業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報を有しておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構全体の計数としている。

注3) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						主務大臣による評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p>大規模地震、異常渇水等不測の事態に対し、日頃から危機的状況を想定し、訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。</p> <p>また、東日本大震災で管路等の破損被害が生じたことを踏まえ、施設のさらなる耐震化を図るために、耐震性能照査、耐震性能の強化を計画的に推進すること。</p> <p>さらに、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。</p> <p>また、大規模地震、異常渇水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実戦的な訓練の実施等の様々な取組を進めること。</p>	<p>危機管理体制の整備を図るとともに、大規模地震、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に対して的確に対応する。</p> <p>(1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化</p> <p>○ 東日本大震災の経験も踏まえ、大規模地震の発生に対しても水供給に係る施設の機能が最も低限維持できるよう、施設の耐震性能照査、耐震性能の強化を計画的に推進するとともに、様々な事態に対応して確実に対応するためには各種設備の充実を図る。</p> <p>また、大規模地震、異常渇水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実戦的な訓練の実施等の様々な取組を進めること。</p>	<p>危機管理体制の整備を図るとともに、大規模地震、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に対して的確に対応する。</p> <p>(1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化</p> <p>○ ダム施設では8施設、水路等施設では6施設において耐震性能照査を実施する。また、水路等施設では、耐震補強等を5施設で実施するほか、豊川用水二期の大規模地震対策を追加する。</p> <p>○ 大規模地震時等の業務継続性を確保するため、非常用電源設備について、燃料融通のための情報共有化と地上階への移設による防災力の強化を図る。</p> <p>○ 備蓄資機材について関係機関との情報共有、連携を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>耐震性能照査試行（ダム等）</p> <p>耐震性能照査（水路）</p> <p>危機管理訓練回数</p> <p><その他の指標></p> <p>耐震強化の取組状況</p> <p>危機的状況への的確な対応</p> <p><評価の視点></p> <p>施設の耐震性能照査、耐震性能の強化を計画的に推進しているか。</p> <p>危機的状況に備え、日頃から危機管理体制の整備、訓練等による危機管理能力の強化を図り、危機的状況の発生時には的確な対応を図ったか。</p> <p>災害発生時に迅速な復旧工事を実施したか。関係機関との連携を図っているか。</p> <p>[以上 I 1-3 (1) ① pp.52~53]</p> <p>イ. 非常用電源設備等の強化</p> <p>・非常用電源設備の燃料データベースの更新及び情報共有を図った。</p> <p>・非常用電源設備の地下から地上階への移設を成田用水、北総東部用水及び木曽川用水の3施設で完了し、防災力の強化を図った。[以上 I 1-3 (1) ④ pp.56~57]</p> <p>ウ. 関係機関との情報共有</p> <p>・(一社)日本工業用水協会が整備している各県・市町・事業者の備蓄資材データベースに登録している機構の備蓄資材データの更新を行い、全国の工業用水事業者等と情報共有を図った。</p> <p>・農林水産省関東農政局との間で締結した「災害等発生時の緊急対応に関する覚書」に基づき、機構が配備している備蓄資機材の最新情報を提供するとともに、備蓄資機材の相互融通時に円滑な手續が行えるよう連絡体制を整備した。</p> <p>[以上 I 1-3 (1) ⑤ pp.58~59]</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 耐震性能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後発生が予想される最大級の地震動に対する施設被害の防止・軽減に向け、ダム・水路等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるため、耐震性能照査や耐震補強を実施した。 ダム等施設では、8ダムの放流設備等の耐震性能照査の試行を実施したほか、専門家の指導を得て1ダムの本体及び放流設備等について耐震性能の再チェックを行い、管理する全23ダムの耐震性能照査の試行を完了した。 水路等施設では、全20施設における施設の震災対策重要度評価結果によって耐震性能照査が必要と判断された施設について、耐震性能照査に順次着手している。平成27年度は、15施設において耐震性能照査を実施するとともに、大規模地震に対する耐震補強を5施設（豊川用水二期（第1回変更計画）、利根導水路、房総導水路、木曽川用水及び三重用水）で実施した。また、豊川用水二期事業（第1回変更計画）を完了し、豊川用水二期事業（第2回変更計画）の大規模地震対策事業に着手した。 「平成27年9月関東・東北豪雨」では、小山市等の災害復旧支援活動に迅速に対応し、地域の浸水被害の軽減等に大きく貢献した。この対応に対し、小山市等から感謝状を受けた。 三重県企業庁北伊勢工業用水道が取水停止する事態に対し、直ちに河川管理者等との調整を行い、相互融通施設を活用した三重用水からの振替供給による速やかな対応を実現し、給水停止等による受水企業への影響を回避することに貢献した。この対応に対し、三重県企業庁から感謝状を受けた。 <p>・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生に備え、耐震性能照査及び耐震補強工事を着実に実施するとともに、豊川用水二期事業（第2回変更計画）の大規模地震対策事業に着手するなど、耐震性能の強化を一層推進した。 ・非常用電源設備の地上階への移設などを着実に進め、防災力の強化を図った。 ・地震防災訓練において新たな訓練手法を導入するなど、職員の防災力の向上を図った。 ・「平成27年9月関東・東北豪雨」では、小山市等の災害復旧支援活動に迅速に対応し、地域の浸水被害の軽減等に大きく貢献した。この対応に対し、小山市等から感謝状を受けた。 ・三重県企業庁北伊勢工業用水道が取水停止する事態に対し、直ちに河川管理者等との調整を行い、相互融通施設を活用した三重用水からの振替供給による速やかな対応を実現し、給水停止等による受水企業への影響を回避することに貢献した。この対応に対し、三重県企業庁から感謝状を受けた。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>指標である「耐震性能照査試行施設数（ダム等）」は、100%を超えており、「耐震性能照査施設数（水路）」及び「危機管理訓練回数」についても、昨年度を上回るなど、耐震性能の強化及び危機管理能力の向上を一層推進した。</p> <p>また、平成27年9月の関東・東北豪雨では浸水被害を受けた地域に排水ポンプ車及び職員を派遣し、夜を徹しての排水作業を実施した他、土地改良区が管理する排水機場のポンプ故障に際し、故障原因を自ら究明し早期復旧に貢献した。このことは優れた災害復旧支援活動の取り組みとして評価できる。</p> <p>さらに、工業用水道が取水停止となる非常事態に際し、直ちに河川管理者及び利水者と調整し、機構の管理する用水からの振替供給を行い、影響を回避したことにも功績として評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果を達成しているとしてAとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(特になし)</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害を受けた栃木県小山市への支援、土地改良区が管理する排水機場のポンプ故障に対する支援は機構が有する技術力が如何なく發揮されており、高く評価することができる。施設の老朽化、人員の高齢化と減少が進むなかで、各地で支援を求める声があがることが予想され、機構に対するニーズは今後も高まるのではないかだろうか。 ・危機的状況への的確な対応は、想定できる場合もあるがそうでない場合も多いため、実際に発生した場合、的確に対応するためには、相応の訓練が必要と思われる。今回、そのような危機的状況への対応について、自治体を含め各種団

		<p>○危機的状況を想定した訓練の実施により、危機管理能力の向上を図り、発災時の被害軽減に努める。</p>	<p>エ. 危機的状況を想定した訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等との連携訓練として、台風等の降雨による出水に備え、全ダム管理所で河川管理者と連携した洪水対応演習を実施したほか、関東防災連絡会による情報共有訓練に参加するなど、関係機関等との連携強化及び危機管理能力の向上を図った。 ・機構独自の個別訓練として、全社一斉の地震防災訓練及び危機管理訓練を実施したほか、施設を管理する全事務所において設備操作訓練等を実施し、危機管理能力の向上を図った。 ・本社における地震防災訓練では、新たな訓練手法（ロールプレイング方式）の導入や非常時参集訓練を休日に抜き打ちで実施した。 ・その他訓練を含め、平成 27 年度は延べ 310 回の危機管理訓練を実施した。 <p>〔以上 I 1-3 (1) ⑥ pp.60~65〕</p> <p>オ. 関東・東北豪雨における支援活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」により浸水被害を受けた栃木県小山市において排水ポンプ車 2 台及び職員延べ 49 人を動員する支援活動を行った。羽川西浄水場では、ポンプ車 2 台を使った排水作業を行い、水道の早期復旧に協力した。与良川排水機場（思川西部土地改良区が管理）では、排水作業により地域の浸水被害を軽減するとともに、ポンプの故障に際して原因究明を行い、早期復旧を行った。また、田畠が浸水し排水が進まない庄内領用悪水路土地改良区にポンプ車の貸し出しを行った。この対応により小山市、思川西部土地改良区及び庄内領用悪水路土地改良区から感謝状を受けた。 <p>〔I 1-3 (1) ⑥ pp.65~67〕</p> <p>カ. 大規模水質事故時等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を有効に活用する取水系統変更等の方策について、房総導水路、愛知用水、利根大堰、埼玉合口二期及び福岡導水の既存施設を対象に検討を実施した。 ・平成 28 年 3 月に三重県企業庁北伊勢工業用水道において急遽取水停止となる事態が発生したため、機構は同県企業庁の要請を受け、直ちに、河川管理者及び利水者との調整を行い、三重用水からの緊急導水による振替供給を実施した。この対応により北伊勢工業用水道事業の受水企業（3 社）への給水停止と受給企業の操業停止などを回避することができ、三重県企業庁から感謝状を受けた。 <p>〔以上 I 1-3(1) ⑨ pp.72~74〕</p>	<p>体から感謝状が授与されていることから、的確に対応したと客観的に認められたことになるため、特に高く評価でき、A 評価が相当であると思われる。</p> <p>・耐震性能照査及び耐震補強工事などのハード施策に加え、危機管理訓練（ソフト施策）にも計画的に取り組んでいる。さらに発災（関東・東北豪雨、北伊勢工業用水取水停止）時には、機構が有する人材・機材・ノウハウを十分に活用し事業体からの応援要請に的確に対応し、被害軽減等に貢献していると認められる。</p> <p>・地震に対する施設被害の防止・軽減に向けた耐震性能照査を実施するとともに、利根川導水路における耐震補強工事の実施や豊川用水の大規模地震対策に着手していることを高く評価する。生活や産業活動に必須である水資源の供給は、事後保全ではなく予防保全が重要であり、限られた予算の中で最大限の対応をしているものと評価できる。また、3 カ所からの感謝状も必見に値するものである。</p>
(2) 危機的状況の発生に対する的確な対応	(2) 危機的状況の発生に対する的確な対応	<p>○危機的状況の発生時には、施設の安全確保と用水の安定供給に努める。</p> <p>○備蓄資機材を活用した円滑な災害時支援のための操作訓練等を実施する。</p>	<p>キ. 地震等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度は、機構が管理する施設において、安全点検が必要な震度 4 以上又はダム基礎地盤において 25gal 以上の地震が計 3 回発生し、3 施設において延べ 7 回の臨時点検を行い、施設の安全確認を通じて用水の安定供給を確保した。 <p>〔以上 I 1-3 (2) ① pp.75~76〕</p> <p>ク. 備蓄資機材の操作訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ車の操作訓練を全配備事務所において計 28 回行うとともに、2 事務所において可搬式浄水装置の操作訓練を行い、迅速かつ適切に対応できるよう操作方法の習熟を図った。〔I 1-3 (2) ② pp.79~80〕 	

		<p>○災害等の発生に伴い施設被害が発生した場合には、被災施設の機能の早期回復を図る。</p> <p>等</p>		<p>ケ. 災害復旧工事 ・愛知用水の牧尾ダムで発生した1号貯砂ダムの施設被害に対し、被害拡大防止のため迅速に応急対応を行った。〔I 1-3(2) ④ p.84〕</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	確実な施設機能の確保		
業務に関する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41

注1) 水路定期機能診断実施の計画値は、機能保全計画に基づく。

注2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注3) () は、ダム・水路等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

注4) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>管理移行後 30 年以上を経過した施設が半数以上あり、今後、老朽化する施設が確実に増加していく中、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握し、適時に対策を講じることにより、施設の長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図る取組であるストックマネジメントを全面的に展開し、確実に施設の機能を確保する。</p> <p>さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務の的確な実施を行うこと。</p>	<p>計画的な施設・設備の巡視・点検に加えて、施設の老朽化に対して的確に対応していくため、定期的な機能診断調査の実施を通じて、施設の状態を確実に把握し、適時に対策を講じることにより、施設の長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図る取組であるストックマネジメントを全面的に展開し、確実に施設の機能を確保する。</p> <p>○水路等施設については、機能保全計画に基づく定期的な機能診断調査及び機能保全対策を行うとともに、1 施設について老朽化対策に着手する。また、利水者とのリスクコミュニケーションの促進を図る取組を進める。</p> <p>○ダムの定期検査を 8 ダムで、ダム総合点検を 11 ダムで実施する。また、施設の長寿命化施策等の実施に向けた調査等を実施する。</p>	<p>計画的な施設・設備等の巡視・点検を行い、施設の状態を的確に把握するとともに、確実に施設の機能を確保する。</p> <p>○水路等施設については、機能保全計画に基づく定期的な機能診断調査及び機能保全対策を行うとともに、1 施設について老朽化対策に着手する。また、利水者とのリスクコミュニケーションの促進を図る取組を進める。</p> <p>○ダムの定期検査を 8 ダムで、ダム総合点検を 11 ダムで実施する。また、施設の長寿命化施策等の実施に向けた調査等を実施する。</p>	<p><主な定量的の指標> 水路定期機能診断実施 ダム定期検査実施</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>計画的な施設・設備の点検等に加えて、施設の老朽化に的確に対応しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 機能診断調査 ・水路等施設について、機能保全計画に基づき、全施設で機能診断調査を実施し、愛知用水、三重用水及び木曽川用水において機能診断調査結果等を踏まえた機能保全対策を実施した。また、機能診断結果等のデータを一元管理するデータベースシステムを構築し、試行運用を開始した。〔I 1-4 ② pp.88~89〕</p> <p>イ. 老朽化対策の実施に向けた取組 ・木曽川右岸施設について、平成 27 年 12 月に事業実施計画の認可を受け、施設の老朽化対策として幹線水路等の改築に着手した。〔I 1-4 ② p.89〕</p> <p>ウ. 利水者との情報共有 ・関係利水者等とのリスクコミュニケーションを促進するため、「リスクを考慮した保全対策検討に関する手引き（案）」等を基にとりまとめた水路等施設の機能診断調査結果、施設の有するリスク及び今後の施設機能保全対策の見通し等の説明を行った。〔I 1-4 ② p.89〕</p> <p>エ. ダム定期検査 ・ダムの定期検査（3 年に 1 回程度の頻度で実施）を 8 ダムで適切に実施した。〔I 1-4 ③ pp.90~91〕 ・検査の結果、直ちにダムの機能や安全性に影響を及ぼすような異常は確認されなかった。〔I 1-4 ③ p.90〕</p> <p>オ. ダム総合点検 ・ダム総合点検（効果的・効率的なダムの維持管理を実施することを目的として、管理開始後 30 年までに着手し、以降 30 年程度に 1 回の頻度で実施）を前年度から継続して 11 ダムで実施し、全て完了させ、維持管理方針を作成した。〔I 1-4 ③ p.92〕</p> <p>カ. 個別施設計画の策定 ・「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、ダム総合点検で得られた維持管理方針等を踏まえ、ダム等施設の個別施設計画の策定に向けた取組を進めた。〔I 1-4 ③ p.93〕</p> <p>キ. 情報通信機器の活用 ・琵琶湖開発総合管理所において、ICT（情報通信技術）の導入により、HMD（ヘッドマウントディスプレイ）を活用した管理設備の操作支援システムを構築し、職員のスキルフリー化・管理業務の効率化に繋げる実証実験を行い、施設管理の高度化を図った。〔I 1-4 ③ pp.93~94〕</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・ダムの定期検査・水路等施設の機能診断調査等を計画的に実施するとともに、水路施設の老朽化対策である木曽川右岸緊急改築事業に新たに着手した。 ・「ダム総合点検実施要領・同解説」（国土交通省作成）に基づくダム総合点検を 11 ダムで実施し、計画どおりに点検を完了し、維持管理方針を作成した。 ・ICT 技術を導入し、琵琶湖総合管理所において HMD を活用した管理設備の操作支援システムを構築し、施設管理の高度化・効率化を図った。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 指標である「水路定期機能診断」「ダム定期検査」は、計画どおりの実績となっており、前年度同様 100% の達成度を維持している。</p> <p>水路定期機能診断については、全 20 施設で実施し、ダム定期検査も 8 ダムで実施。ダム総合点検についても管理移行後 30 年以上を経過した 11 ダムについて、点検を完了し、点検結果を踏まえた維持管理方針を作成したことでも評価できる。</p> <p>また、ICT 技術を活用した管理設備の操作支援システムを構築し、熟練技術者の不足を補う管理業務の高度化、効率化を図ったことも評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B としたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見)</p> <p>・専門家の数が限られる中で、効率的な対応を図るために ICT 技術の導入は注目される。ただし、そうした専門家を組織内で確実に養成・継承していくための取組も併せて必要であり、貴重かつ重要な技能が継承できるだけの人員を維持できるだけの予算が政府から確保されることを望みたい。</p> <p>・ICT 技術を導入して、施設管理の高度化・効率化を図ることは、高く評価できる。</p> <p>・施設の機能保全計画に基づく機能診断や定期検査を実施するとともに、着実な機能保全対策に努めており、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。</p> <p>・ICT 技術を導入した新たなシステムの構築については、更なる研究と実績を積む必要がある。</p>

		<p>○機械設備管理指針の改定を実施するとともに、電気通信設備管理方針に基づく中間整備・更新を実施する。</p> <p>等</p>		<p>ク、機械設備、電気通信設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備管理指針を改定するとともに、老朽化したゲート設備の精密調査等を実施し、機械設備健全性評価手法の検討を進めた。 ・電気通信設備管理指針を補完する設備健全度評価手法を定めた。また、指針に基づく維持管理及び点検技術等のOJT研修を実施し、設備の保全技術の向上を図った。 <p>[以上 I 1-4 ④ pp.95~96]</p>		
--	--	---	--	---	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成 27 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	計画的で的確な施設の整備（ダム等事業）		
業務に連関する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41

2. 主要な経年データ

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>①施設の新築・改築事業については、水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ適切な事業評価を行い、その結果に応じ、円滑な業務執行、当該事業にかかる要員の削減も含めた適正な配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。</p> <p>②ダム等建設事業においては、特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避し、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。</p> <p>③施設の新築・改築事業に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。また、中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえた上で、的確に行うこと。</p>	<p>別表2「ダム等事業」及び別表3「用水路等事業」に掲げる5施設の新築事業及び8施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。</p> <p>○思川開発事業等の3事業について事業を進捗させる。</p> <p>○小石原川ダム事業(治水)について事業評価を踏まえた計画的かつ的確な実施に取り組む。</p> <p>○思川開発事業等の3事業については、各地方整備局と共同してダム検証に係る検討を行う。</p> <p>等</p>	<p>○新築・改築事業について、円滑な業務実施、コスト縮減を図りつつ、第三者の意見を求めるなど、一層の事業費・工程監理の充実を図る。</p> <p>丹生ダム建設事業進捗率</p> <p>小石原川ダム建設事業進捗率</p> <p>武藏水路改築事業進捗率</p> <p>木曽川水系連絡導水路事業進捗率</p> <p>川上ダム建設事業進捗率</p> <p>武藏水路改築事業等の3事業について事業を進捗させる。</p> <p>○小石原川ダム事業(治水)について事業評価を踏まえた計画的かつ的確な実施に取り組む。</p> <p>○思川開発事業等の3事業については、各地方整備局と共同してダム検証に係る検討を行う。</p> <p>等</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>思川開発事業進捗率</p> <p>ア. 事業費・工程監理</p> <p>・川上ダム建設事業、小石原川ダム建設事業等のダム建設事業については、第3者からなる委員会等において、コスト縮減や工程監理等の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。</p> <p>[以上 I-1-5 ① p101]</p> <p>イ. 新築・改築事業の実施状況</p> <p>・武藏水路改築事業については、水路本体の改修工事、水門の新設・改修工事、排水機場ポンプ改修工事等を完成させ、平成27年度末で事業を完了した。武藏水路改築事業は、都市化が進んだ地域において、東京及び埼玉の都市用水の導水を24時間365日停止することなく全面的に改築する必要があったが、水路改築で培った技術を結集させることにより事業費及び事業工期を変更することなく、計画どおりに事業を完成させた。また、土木技術と社会の発展に寄与した画期的なプロジェクトと評価されて土木学会技術賞を受賞した。</p> <p>・川上ダム建設事業については、生活再建に関わる代替県道工事等を的確に継続して実施した。</p> <p>・小石原川ダム建設事業については、仮排水トンネル工事、付替道路工事等を継続的に実施するとともに、新たに導水施設工事、ダムサイト左岸敷地造成他工事等に着手した。また、平成27年9月に本体工事の入札公告を行い、平成28年4月に契約を締結した。</p> <p>・その他事業も含め、計画的に事業執行を図った。</p> <p>[以上 I-1-5 ① pp.102~106]</p> <p>ウ. 事業評価を踏まえた計画的かつ的確な事業の実施</p> <p>・小石原川ダム建設事業では治水事業に係る再評価については、筑後川学識者懇談会において「事業継続」が了承され、平成27年8月に国土交通省より「継続」の対応方針が決定された。</p> <p>・「ダム事業の検証」の対象ダム(思川開発事業、木曽川水系連絡導水路事業及び丹生ダム建設事業)については、関係地方整備局と連携し、継続して検討を実施した。このうち、平成27年度は、思川開発事業において3回の幹事を、木曽川水系連絡導水路事業において1回の幹事を開催した。</p> <p>[以上 I-1-5 ① p.109]</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 事業費・工程監理</p> <p>・武藏水路改築事業等の3事業については、第3者からなる委員会等において、コスト縮減や工程監理等の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。</p> <p>[以上 I-1-5 ① p101]</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定: A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム等事業の計画的かつ的確な事業執行を図り、非常に厳しい制約が課せられた武藏水路改築事業を計画どおりに完成させるとともに、小石原川ダム建設事業において本体工事の入札公告を行った。 ・思川開発事業及び木曽川水系連絡導水路事業の検討の場(幹事会)を設け、ダム事業の検証に係る検討を進めた。 ・治水事業に係る再評価において、小石原川ダム建設事業の「継続」が決定された。 ・武藏水路改築事業については、東京及び埼玉の都市用水の導水を24時間365日継続しつつ、事業費及び事業工期を変更することなく、計画どおりに事業を完成させた。また、土木技術と社会の発展に寄与した画期的なプロジェクトと評価され土木学会技術賞を受賞した。 ・武藏水路改築事業では治水事業に係る再評価については、筑後川学識者懇談会において「事業継続」が了承され、平成27年8月に国土交通省より「継続」の対応方針が決定された。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>評定</p>	A

<評定に至った理由>

指標である「ダム等事業の進捗率」は、ダム検証中の3事業を除き、着実に伸ばしている。

そのうち、武藏水路改築事業については、導水を24時間365日継続しつつ、事業費及び事業工期を変更することなく、計画どおりに事業を完成させた点で評価できる。

本改築工事は単に技術的にきわめて困難な工事であった事のみならず、地域のコミュニティを分断すること無く、地域交通の確保や地域連携と言った繋がりを最大限に尊重して進めた事も評価できる。

これにより安心・安全で地域に根ざした施設として、地域社会の発展に寄与しており、また、本改築事業が土木技術と社会の発展に寄与した画期的なプロジェクトと評価され土木学会技術賞を受賞した点も高く評価される。

また、小石原川ダム等の事業について、コスト縮減や工程監理等の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業の進捗を図ったことも評価できる。

以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果を達成しているとしてAとしたもの。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
(特になし)

<その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

・水路開削当時は状況が大きく変化し、住宅等が密集するなかでの改築事業を円滑に実施した武藏水路での取組は、高く評価することができる。また、地域社会との関係を良好に維持している点も評価することができる。

・武藏水路改築事業については、実際に現場を訪れたことがあるが、厳しい制約条件下で、高い技術

						<p>力を駆使しながら事業を実施していることを感じた。土木学会技術賞の受賞も首肯できる。とても高く評価でき、A評価が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武藏水路改築事業は、水面から橋桁まで1.5mしかないJR高架橋の下を通す難工事もあり、よく完成させたと思う。A評価は妥当であると考える。 ・計画事業・手続きを着実に推進している。特にH27年度は、工事上の制約が多くあった武藏水路改築事業を予定工期・事業費内で完了し、首都圏の給水安定性が大きく向上したと認められる。 ・ダム等建設事業の計画的かつ的確な事業執行を図るとともに、武藏水路改築事業を予定通り完了させたことは高く評価できるものである。また、武藏水路改築事業が学会でも高く評価され、平成27年度土木学会技術賞を受賞したことは特筆に値するものであり、A評定に相応しいと考える。
--	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1-6	計画的で的確な施設の整備（用水路等事業）				
業務に関連する政策・施策（国土交通省）	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、パリアリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41		

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
利根導水路大規模地震対策事業進捗率（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
利根導水路大規模地震対策事業進捗率（実績値）	—	—	—	2.1%	10.9%	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—
群馬用水緊急改築事業進捗率（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
群馬用水緊急改築事業進捗率（実績値）	—	—	—	3.3%	16.7%	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—
房総導水路施設緊急改築事業進捗率（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
房総導水路施設緊急改築事業進捗率（実績値）	—	—	—	3.3%	14.9%	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—
木曽川右岸施設緊急改築事業進捗率（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
木曽川右岸施設緊急改築事業進捗率（実績値）	—	62.2%	78.5%	100.0%	—	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—
豊川用水二期事業進捗率（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
豊川用水二期事業進捗率（実績値）	—	63.1%	72.5%	90.3%	100.0%	—	0.8%
達成度	—	—	—	—	—	—	—
両筑平野用水二期事業進捗率（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
両筑平野用水二期事業進捗率（実績値）	—	63.3%	68.1%	85.3%	92.4%	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—

木曽川右岸緊急改築事業進捗率（計画値）	—	—	—	—	—	—							
木曽川右岸緊急改築事業進捗率（実績値）	—	—	—	—	—	6.7%							
達成度	—	—	—	—	—	—							

注1) 豊川用水二期事業進捗率(実績値)の上段は、第1回変更計画分であり、下段は、第2回変更計画分を記載。

注2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注3) 上段は、セグメント情報の区分に準じた用水路等に係る予算額等である。下段()は、そのうちの水路改築事業に係る計数を参考値として示すものである。

注4) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
①施設の新築・改築事業については、水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ適切な事業評価を行い、その結果に応じ、円滑な業務執行、当該事業にかかる要員の削減も含めた適正な配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 ②ダム等建設事業においては、特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避し、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。 ③施設の新築・改築事業に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。また、中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえた上で、的確に行うこと。	別表2「ダム等事業」及び別表3「用水路等事業」に掲げる5施設の新築事業及び8施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。	○施設の新築・改築事業のうち、用水路等事業については、豊川用水二期事業等の6事業について事業を進捗させる。 ○両筑平野用水二期事業（農業用水）については、水需要の動向、事業の必要性等を踏まえて適切な事業評価を行い、その結果に応じ計画的かつ的確な実施に取り組む。 等	<主な定量的指標> 利根導水路大規模地震対策事業進捗率 群馬用水緊急改築事業進捗率 房総導水路施設緊急改築事業進捗率 木曽川右岸施設緊急改築事業進捗率 豊川用水二期事業進捗率 両筑平野用水二期事業進捗率 木曽川右岸緊急改築事業 <その他の指標> — <評価の視点> 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。	<主要な業務実績> ア. 改築事業の実施状況 ・豊川用水二期事業については、大規模地震対策として幹線水路等の補強工事、石綿管除去対策として支線水路改築を的確に実施し、第1回変更計画分を完了した。また、事業実施計画（第2回変更計画）の認可を受け、新たに大規模地震対策等に着手した。 ・両筑平野用水二期事業については、施設の老朽化対策として分水工等の改築工事を的確に実施した。 ・群馬用水緊急改築事業については、施設の老朽化対策として幹線水路における併設水路工事を的確に実施した。 ・利根導水路大規模地震対策事業については、大規模地震対策として利根大堰等の補強工事等を的確に実施した。 ・房総導水路施設緊急改築事業については、施設の耐震対策として房総導水基幹施設の補強工事等を的確に実施した。 ・木曽川右岸緊急改築事業については、平成27年12月に事業実施計画の認可を受け、施設の老朽化対策として幹線水路等の改築工事等に着手した。 〔以上 I-1-5 ① pp.107~108〕 イ. 事業評価を踏まえた計画的かつ的確な事業の実施 ・両筑平野用水二期事業（農業用水）については、農林水産省において実施された水資源機構営事業再評価技術検討会の審議結果を踏まえ、事業の再評価が実施され、「継続が妥当」との結果が公表された。〔I-1-5 ① p109〕	<評定と根拠> 評定：B ・水路等事業の計画的かつ的確な事業執行を図り、豊川用水二期事業（第1回変更計画）については、計画どおり完了させた。 ・施設の老朽化対策として幹線水路の改築等を行ふ木曽川右岸緊急改築事業について、関係する法手続を順次実施し工事に着手した。 ・豊川用水二期事業について、関係する法手続を順次実施し、第2回計画変更で追加した大規模地震対策等に着手した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定 B	<評定に至った理由> 指標である「水路事業の進捗率」は、平成27年度からの新規事業を除いた5事業について、前年度から着実に伸ばしている。 そのうち、豊川用水二期事業については、第1回変更計画分を平成27年度末で完了させた。 また、木曽川右岸緊急改築事業や豊川用水二期事業の第2回変更計画分に新たに着手し、施設の老朽化対策や大規模地震対策等を着実に進めたことは評価できる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)	<その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行に努めており、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。 ・用水路等の事業においても計画的かつ的確な施設の整備を進めていると評価できる。

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	機構が有する技術力の維持・向上		
業務に関する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41

注1) 予算額・決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注1) 小字誤、次算誤は文書誤を記載。大字誤については、では又送込資料を你と各書物に配属した後並記を記載。
注2) 本項目に関する業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社横断的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報をしておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構全体の計数としている。

注3) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>施設・設備の新築・改築及び管理・運用に係る技術の維持・向上を図るとともに、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウの継承に努め、蓄積した技術情報の有効活用を図ること。また、気候変動への的確な対応や効率的な水運用について調査、研究すること。</p>	<p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るために、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行なうとともに、各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。</p> <p>(2) 施設・設備の管理に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の体系化・高度化、水路施設の長寿命化技術の向上、地下水と表流水を一体的に解析できるシステムの検討などを行う。</p>	<p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 ○ダム施設については、ダム再開発に関する調査及び具体的箇所への適用に向けた検討を行う。 ○水路施設については、耐震対策技術の向上のため、管水路の液状化対策技術の実用化に向けた取りまとめを行う。</p> <p>(2) 施設・設備の管理に係る技術の維持・向上 ○ダムの安全管理を支援するため、ダム挙動データベースの一部運用、定期検査結果等のデータベースの更新等を行う。</p>	<p><主な定量的指標> 公的資格保有者割合 特許・実用新案新規取得数 技術研究発表会発表件数 <その他の指標> — <評価の視点> 施設・設備の新築・改築、管理・運用等に係る技術の維持・向上、機構の有する技術・ノウハウの継承・発展が計画的に進められているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 新築・改築に係る技術の維持・向上 ・ダム再開発については、平成26年度に作成した技術参考書の充実を目的に水中掘削技術等に関する新技術の情報収集を行った。 ・堆砂の進行が著しいダムの堆砂対策として、技術参考書を踏まえた対策工を検討し、堆砂対策計画案を作成した。</p> <p>・水路等施設については、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等との共同研究として実施した地盤改良による埋め戻し材の液状化対策手法の確立に向け、パイプラインの液状化対策マニュアルを取りまとめた。 [以上 I 2-1 (1) pp.118~119]</p> <p>イ. ダム挙動データベース構築に向けた整備等 ・矢木沢ダムをモデルとして一部運用を開始するとともに、定期検査結果のデータ収集、整理、更新を行った。また、ダム堤体の健全性調査結果を踏まえたコンクリートダム堤体の非破壊調査手法の実用化に向けた取りまとめを行った。[I 2-1 (2) ① pp.120~121]</p> <p>ウ. ダム工学会論文賞の受賞 ・堤体の基礎部と天端で記録した地震観測記録を比較することにより、堤体内での伝達状況を知ることができるNIOM法がアースダムの老朽化診断や長寿命化に向けた健全性調査の手法として適用できる可能性についてまとめた論文がダム工学における学術、技術の発展に著しい貢献をなしたと認められ、ダム工学会論文賞を受賞した。[I 2-1 (2) ① p.123]</p> <p>エ. ダム工学会技術開発賞の受賞 ・機構が開発した緊急油圧装置は、構造がシンプルで操作が簡単な小型軽量の可搬形の装置であり、電源が不要な独立したシステムである。電源喪失時のゲート操作不能時ににおいて、簡単な操作による迅速な対応を可能とした。この開発が、創意工夫に富む技術開発、実用化によりダム技術の発展に著しい貢献をなしたと認められ、ダム工学会技術開発賞を受賞した。また、実用化により機構内の7事務所、国、県、民間企業2社の計11事業所において配備され、活用されている。 ・機構が開発した水没式複合型曝気装置は、深層水の曝気において発生する余剰空気を湖水中で排気することにより浅層循環に有効利用することができ、より効率的に富栄養化対策を実施できる装置である。既存の深層曝気装置の改良により効果を高められ、浅層曝気装置にかかる運転経費の低減が可能である。この開発が、創意工夫に富む技術開発、実用化によりダム技術の発展に著しい貢献をなしたと認められ、ダム工学会技術開発賞を受賞した。現在、機構内の5施設、国の2施設、海外(ベトナム)の計8施設において導入されている。 [以上 I 2-1 (2) ① pp.124~125]</p>	<p><評定と根拠> 評定: A ・他機関との共同研究、データベース構築、研修との実施、技術5ヵ年計画に基づく調査・検討、技術研究発表会の発表等を計画的に実施し、施設・設備の新築・改築、管理・運用、用地補償等に係る技術の維持・向上及び技術・ノウハウの継承・発展に着実に取り組んだ。 ・アースダム堤体を伝播する地震波の伝播時間差をNIOM法により求め、堤体の健全性を評価した論文がダム工学における学術、技術の発展に著しい貢献をなしたと認められ、ダム工学会論文賞を受賞した。 ・油圧式ゲート設備の駆動機能喪失時の対応のために開発した緊急油圧装置及び深層曝気装置を改良して浅層循環機能を付加した水没式複合型曝気装置について、創意工夫に富む技術開発であり、実用化によりダム技術の発展に著しく貢献した技術と評価され、ダム工学会技術開発賞を受賞した。 ・民間企業との共同試験の成果1件について特許を取得し、知的財産の蓄積を進めた。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由> 指標である「公的資格保有者割合」「技術研究発表会発表件数」は、前年度から着実に伸ばしており、職員の技術力の向上が図られている。 とりわけ、ダム堤体の健全性調査の手法をまとめた論文がダム工学会「論文賞」を受賞したほか、機構が開発・実用化した緊急油圧装置及び水没式複合型曝気装置がダム技術の発展に著しい貢献をなしたと認められ、ダム工学会「技術開発賞」を受賞した。 また、「特許・実用新案取得数」については、民間企業との共同試験の成果として、1件の特許を取得了。これにより、ゲート昇降装置のブレーキ劣化状態を定量的に把握することが可能となり、効率的な管理に資するものとなっている。このことは、機構の有する技術力の高さを表すものであり、目標を上回る優れた実績として評価できる。 その他、ダム、水路施設に係る技術の維持・向上に資するため多くの取り組みを計画的に行っていていることも評価できる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果を達成しているとしてAとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・地震観測記録にNIOM法を適用してアースダム堤体の健全性を評価する技術の開発は大変高く評価することができる。 ・浅層循環機能を付加した水没式複合型曝気装置の開発・実用化も水質の維持にとって貢献するところが大きく、評価できる。 ・こうした高い技術力が継承されるよう、適正な人員の確保が求められる。 ・ダム工学会論文賞および技術開発賞の受賞は、</p>

		<p>○施設の機能保全のためのデータベースシステムの導入検討を行う。</p> <p>○より効率的な水運用・管理を行うため、地下水と表流水を一体的に管理・運用するための方策を検討する。</p> <p>○より的確な洪水調節のための流出予測システムの試行運用を開始する。また、気候変動適応策を検討するため、気候変動が施設に与える影響の分析を行う。</p>	<p>オ. 水路等施設ストック情報のデータベース化 ・水路等施設の劣化予測の精度向上や、より実効性の高い機能保全を行うため、施設の機能診断結果等のデータを一元管理するためのデータベースについて、機構が導入しているグループウェアを活用したシステムを構築し、試行運用を開始した。〔I 2-1 (2) ② pp.126〕</p> <p>カ. より効率的な水運用・管理 ・地下水と表流水の一体的管理・運用方策の検討に係る水循環モデルの活用手法について、豊川水系を対象としたとりまとめを行った。〔I 2-1 (2) ③ pp.127～128〕</p> <p>キ. より的確な洪水調節を行うための取組 ・分布型流出解析モデルを用いた流出予測システムを構築し、試行運用を開始した。また、将来気候の降雨予測を用いた7水系の流出シミュレーションにより、気候変動が各水系へ与える影響の程度を整理し、影響の大きな水系を抽出した。〔I 2-1 (3) ① pp.129～130〕</p>	<p>ク. 用地補償技術の維持・向上 ・特殊補償（漁業補償、発電補償及び鉱業権補償）に係るマニュアルの作成、基本編のマニュアルへの事業用地管理に関する項目の追加、補償業務データベースの充実、実務経験に応じた研修等を実施し、技術の継承及び人材育成を図った。〔I 2-1 (3) ① pp.131～132〕</p>	<p>ケ. 技術5カ年計画 ・技術の研究・開発に取り組む「水資源機構技術5カ年計画(H25～H29)」に基づき、11テーマについて重点プロジェクトとして取り組んだ。このうち「耐震性を考慮したコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダムの設計・施工法の確立」については、予定していた成果を達成し、平成27年度で完了した。また、Io t関連技術の急速な進歩を踏まえ、「新たな情報管理技術の活用に関する検討」を重点プロジェクトに新規追加した。〔I 2-1 (4) ① pp.134～138〕</p> <p>コ. 特許等の取得による知的財産の蓄積 ・知的財産の蓄積については、「ゲート昇降装置におけるブレーキ装置の異常・劣化診断方法及び装置」1件の特許を取得了。〔I 2-1 (4) ② pp.139～140〕</p>	<p>高く評価できる。その他も含め目標以上の成果を上げているため、A評価が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞を受賞するなど外部の機関から評価を受けた項目については、第三者の目からしても高い評価をしているということであり、積極的に高い評価をするべきであると考える。A評価は妥当である。 ・流出予測システムの実用化検討、用地補償技術の維持向上など機構業務を下支えする基本的な技術・業務力の向上に向けた取り組みが認められる。 ・技術力の維持・向上に向けた取り組みが着実に進められており、その結果として、ダム工学会の論文賞を受賞するとともに、技術開発賞を2件受賞したことは客観的にも高い評価を得ているものであり、A評価に値する。
		<p>(3) 用地補償技術の維持・向上</p> <p>○用地補償業務マニュアルのうち、特殊補償に係るマニュアルの作成等に着手する。また、用地補償業務の人材育成を進める。</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ及び関係機関との高度な協議・調整能力などの継承に努めるとともに、蓄積した技術情報の有効活用を図る。</p> <p>○積極的な特許等の取得により知的財産の蓄積を図る。</p>	<p>(3) 用地補償技術の維持・向上</p> <p>○用地補償業務マニュアルのうち、特殊補償に係るマニュアルの作成等に着手する。また、用地補償業務の人材育成を進める。</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ及び関係機関との高度な協議・調整能力などの継承に努めるとともに、蓄積した技術情報の有効活用を図る。</p> <p>○積極的な特許等の取得により知的財産の蓄積を図る。</p>	<p>オ. 水路等施設ストック情報のデータベース化 ・水路等施設の劣化予測の精度向上や、より実効性の高い機能保全を行うため、施設の機能診断結果等のデータを一元管理するためのデータベースについて、機構が導入しているグループウェアを活用したシステムを構築し、試行運用を開始した。〔I 2-1 (2) ② pp.126〕</p> <p>カ. より効率的な水運用・管理 ・地下水と表流水の一体的管理・運用方策の検討に係る水循環モデルの活用手法について、豊川水系を対象としたとりまとめを行った。〔I 2-1 (2) ③ pp.127～128〕</p> <p>キ. より的確な洪水調節を行うための取組 ・分布型流出解析モデルを用いた流出予測システムを構築し、試行運用を開始した。また、将来気候の降雨予測を用いた7水系の流出シミュレーションにより、気候変動が各水系へ与える影響の程度を整理し、影響の大きな水系を抽出した。〔I 2-1 (3) ① pp.129～130〕</p> <p>ク. 用地補償技術の維持・向上 ・特殊補償（漁業補償、発電補償及び鉱業権補償）に係るマニュアルの作成、基本編のマニュアルへの事業用地管理に関する項目の追加、補償業務データベースの充実、実務経験に応じた研修等を実施し、技術の継承及び人材育成を図った。〔I 2-1 (3) ① pp.131～132〕</p> <p>ケ. 技術5カ年計画 ・技術の研究・開発に取り組む「水資源機構技術5カ年計画(H25～H29)」に基づき、11テーマについて重点プロジェクトとして取り組んだ。このうち「耐震性を考慮したコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダムの設計・施工法の確立」については、予定していた成果を達成し、平成27年度で完了した。また、Io t関連技術の急速な進歩を踏まえ、「新たな情報管理技術の活用に関する検討」を重点プロジェクトに新規追加した。〔I 2-1 (4) ① pp.134～138〕</p> <p>コ. 特許等の取得による知的財産の蓄積 ・知的財産の蓄積については、「ゲート昇降装置におけるブレーキ装置の異常・劣化診断方法及び装置」1件の特許を取得了。〔I 2-1 (4) ② pp.139～140〕</p>	<p>高く評価できる。その他も含め目標以上の成果を上げているため、A評価が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞を受賞するなど外部の機関から評価を受けた項目については、第三者の目からしても高い評価をしているということであり、積極的に高い評価をするべきであると考える。A評価は妥当である。 ・流出予測システムの実用化検討、用地補償技術の維持向上など機構業務を下支えする基本的な技術・業務力の向上に向けた取り組みが認められる。 ・技術力の維持・向上に向けた取り組みが着実に進められており、その結果として、ダム工学会の論文賞を受賞するとともに、技術開発賞を2件受賞したことは客観的にも高い評価を得ているものであり、A評価に値する。 	

		<p>○技術研究発表会、環境学習会等により、職員の技術力向上、人材育成、技術情報の共有を図る。</p> <p>等</p>	<p>サ、職員の技術力の向上 ・関係利水者及び関係機関からも参加いただき、全国5地区でブロック技術研究発表会を開催し、その中から選ばれた優秀論文について本社で開催した技術研究発表会で発表を行った。発表論文91件のうち、「水門用ワイヤロープの取替直後における弛みの原因とその対策」など本社で開催した技術研究発表会における表彰論文について、ホームページで公表した。〔I 2-1(4) ③ pp.141～143〕</p> <p>シ、公的資格の取得・保有による技術力の維持向上 ・機構業務に関連する公的資格の取得奨励等により、職員の技術力の維持向上を図り、公的資格の保有率は73.6%となった。〔I 2-1(4) ③ p.145〕</p> <p>ス、環境に対する意識と知識の向上 ・全事務所で環境学習会を延べ53回開催するとともに、職員を対象に環境保全の考え方等に関する実践的な知識・技術を習得するための環境保全特別研修を開催し、環境に対する意識と知識の向上を図った。〔I 2-1(4) ③ pp.145～149〕</p>		
--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2-2、2-3	環境の保全、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用					
業務に関する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、パリアフー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）			水資源機構法第 12 条	
当該項目の重要度・難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）			行政事業レビューシート番号：41	

2. 主要な経年データ							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間平均値等	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	
環境モニタリング調査実施（計画値）	—	—	7 事業	7 事業	7 事業					予算額（千円）	188,697,856	191,983,619	190,400,569		
環境モニタリング調査実施（実績値）	—	8 事業 (前中期目標期間最終年度値)	7 事業	7 事業	7 事業					決算額（千円）	167,333,545	176,942,656	171,864,485		
達成度	—	—	100%	100%	100%					経常費用（千円）	117,493,996	123,615,675	137,838,402		
曝気循環設備の効果的・効率的運用の検討ダム等数（計画値）	—	—	—	—	—					経常利益（千円）	1,995,835	△4,284,034	△10,029,393		
曝気循環設備の効果的・効率的運用の検討ダム等数（実績値）	—	—	10 ダム等	13 ダム等	13 ダム等					行政サービス実施コスト（千円）	53,494,192	61,719,139	69,799,414		
達成度	—	—	—	—	—					従事人員数	1,342	1,340	1,333		
小水力・太陽光発電設備設置済数（計画値）	—	—	—	—	—										
小水力・太陽光発電設備設置済数（実績値）	—	2 箇所 (前中期目標期間設置済数)	8 箇所	13 箇所	33 箇所										
達成度	—	—	—	—	—										
アスファルトコンクリート塊〔再資源化率〕（計画値）	H25～26 年度：99% H27～29 年度：99%以上	—	99%	99%	99%以上										
アスファルトコンクリート塊〔再資源化率〕（実績値）	—	100%	100%	100%	100%										
達成度	—	—	101%	101%	101%										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
(2)環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮することとし、自然環境保全対策、地球温暖化対策、良好な景観形成及び環境保全技術の維持・向上に取り組むこと。	2-2 環境の保全 (1) 自然環境の保全等 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図るとともに、地球温暖化対策の取組についても推進する。 (2) 環境保全に係る技術の維持・向上 水質保全対策設備について、運用データの蓄積・分析及び管理業務へのフィードバックを通じて、水質保全対策設備の運用技術を向上させ、一層の効率的・効果的な運用を行う。また、新たな水質保全対策の効果や適用性についても評価を進めること。	2-2 環境の保全 (1) 自然環境の保全等 ○新築・改築事業においては、必要に応じて環境保全対策を講じるとともに、モニタリングの検討ダム等数 小水力・太陽光発電設備設置済数 アスファルト・コンクリート塊〔再資源化率〕 コンクリート塊〔再資源化率〕 建設発生木材〔再資源化・縮減率〕 建設汚泥〔再資源化・縮減率〕 建設混合廃棄物〔排出率・再資源化・縮減率〕 建設廃棄物全体〔再資源化・縮減率〕 建設発生土〔建設発生土有効利用率〕 温室効果ガス排出量 ○管理業務においては、必要な場合に自然環境調査を実施するとともに、必要な環境保全対策を実施する。 ○地球温暖化対策 実行計画に基づいて、小水力発電等の施設整備を進めるとともに、温室効果ガスの排出削減を推進する。 ○水質保全対策設備のより確実な効果発現や運用コスト抑制を目指した試行を行い、運用データの蓄積を進める。 等	<主な定量的指標> 環境モニタリング調査実施 ア. 建設事業における自然環境保全の取組 ・新築及び改築事業において自然環境調査等を行うとともに、これまでに環境保全対策を講じた7事業においてモニタリング調査を実施し、対策の効果検証を実施した。 ・思川開発では、2種の保全対象種について移植するなどの取組を実施した。 ・川上ダムでは、国指定特別天然記念物のオオサンショウウオを保全するため、文化庁の許可を得て、個体の上流域への移転等を内容とする対策を実施した。 ・小石原川ダムでは、工事により消失する横坑に生息するコキクガシラコウモリを含むコウモリ類を新たに整備した代替横坑に移動させるなどの取組を実施した。 ・大山ダムでは、ゲンジボタルの生息地として平成20年に設置したホタルビオトープについて、せせらぎ水路等を設置し、周辺に地域の樹木等を移植するなどの生物多様性保全の取組が評価され、平成27年11月に(公財)日本生態系協会のJHEP認証を取得した。 〔以上 I 2-2 (1) ① pp.153~155〕 イ. 管理業務における自然環境保全 ・ダム下流河川への堆積土砂還元を8施設において実施した。また、フラッシュ放流を8施設、弾力的管理試験を4施設において実施し、下流河川の流況改善を適切に実施した。〔I 2-2 (1) ② pp.156~159〕 ウ. 温室効果ガスの排出抑制 ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量は86,175t-CO ₂ となり、平成29年度における温室効果ガス排出抑制目標値(87,392t-CO ₂)を達成している。〔I 2-2 (1) ③ pp.160~161〕 <その他の指標> 環境保全の顕著な取組 エ. 水質保全対策設備の効率的・効率的な運用 ・13ダム・調整池で曝気循環設備のより確実な効果発現や運用コストの縮減を目指した試行を実施し、運用データを蓄積した。〔I 2-2 (2) pp.163~165〕 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向け、管理用の小水力発電設備及び太陽光発電設備を順次完成させなど、着実な取組を実施した。 ・建設副産物の有効利用については、全ての項目で目標値を達成した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分達成したものと考えられるため、B評価とした。	<主要な業務実績> ア. 建設事業における自然環境保全の取組 ・新築及び改築事業において自然環境調査等を行うとともに、これまでに環境保全対策を講じた7事業においてモニタリング調査を実施し、対策の効果検証を実施した。 ・思川開発では、2種の保全対象種について移植するなどの取組を実施した。 ・川上ダムでは、国指定特別天然記念物のオオサンショウウオを保全するため、文化庁の許可を得て、個体の上流域への移転等を内容とする対策を実施した。 ・小石原川ダムでは、工事により消失する横坑に生息するコキクガシラコウモリを含むコウモリ類を新たに整備した代替横坑に移動させるなどの取組を実施した。 ・大山ダムでは、ゲンジボタルの生息地として平成20年に設置したホタルビオトープについて、せせらぎ水路等を設置し、周辺に地域の樹木等を移植するなどの生物多様性保全の取組が評価され、平成27年11月に(公財)日本生態系協会のJHEP認証を取得した。 〔以上 I 2-2 (1) ① pp.153~155〕 イ. 管理業務における自然環境保全 ・ダム下流河川への堆積土砂還元を8施設において実施した。また、フラッシュ放流を8施設、弾力的管理試験を4施設において実施し、下流河川の流況改善を適切に実施した。〔I 2-2 (1) ② pp.156~159〕 ウ. 温室効果ガスの排出抑制 ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量は86,175t-CO ₂ となり、平成29年度における温室効果ガス排出抑制目標値(87,392t-CO ₂)を達成している。〔I 2-2 (1) ③ pp.160~161〕 <その他の指標> 環境保全の顕著な取組 エ. 水質保全対策設備の効率的・効率的な運用 ・13ダム・調整池で曝気循環設備のより確実な効果発現や運用コストの縮減を目指した試行を実施し、運用データを蓄積した。〔I 2-2 (2) pp.163~165〕 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向け、管理用の小水力発電設備及び太陽光発電設備を順次完成させなど、着実な取組を実施した。 ・建設副産物の有効利用については、全ての項目で目標値を達成した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分達成したものと考えられるため、B評価とした。	<評定と根拠> 評定: B ・環境保全対策のモニタリング調査を計画どおり実施したほか、大山ダムにおいて、ゲンジボタルの生息地として整備しホタルビオトープについて、生物多様性保全に配慮した保全対策の取組が評価され、ホタルビオトープとしては国内初のJHEP認証を取得するなど、必要な環境保全対策を適切に実施した。 ・温室効果ガス排出量の抑制は、平成29年度における目標値を達成した。 ・水質保全対策設備の効率的・効率的な運用を試行することにより水質保全技術の向上に必要なデータを蓄積した。 ・機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向け、管理用の小水力発電設備及び太陽光発電設備を順次完成させなど、着実な取組を実施した。 ・建設副産物の有効利用については、全ての項目で目標値を達成した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分達成したものと考えられるため、B評価とした。	評定 B	<評定に至った理由> 指標である「環境モニタリング調査実施数」から「小水力・太陽光発電設備設置済数」までの項目は前年度と同数あるいは上回っているほか、「アスファルト・コンクリート塊[再資源化率]」から「温室効果ガス排出量」については、いずれも目標値を達成している。 また、ダム建設事業における希少生物保全対策や、自然環境保全の活動にも積極的に取り組んだ点についても評価できる。 特に、大山ダムに設置したホタルビオトープについては、日本生態系協会のJHEP認証を取得した。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)	<その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・小水力発電、太陽光発電の設置は時流に沿うものであり、評価できる。 ・ホタルビオトープの優れている点については他への情報提供が進められることを期待している。 ・JHEP認証を取得したことは、特に高く評価できる。 ・温室効果ガスの排出量、建設副産物の再資源化率等が全目標値を達成していることは、高く評価できる。 ・全体的にはかなり高い水準で目標が達成できていると思われる。 ・各種の環境保全対策に積極的に取り組み、様々な成果を挙げるとともに、管理用発電設備の導入などダムや水路等の施設の潜在能力の活用にも積極的に取り組んでおり、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。

(3)機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用 再生可能エネルギーの活用など、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討、取組を実施すること。	2-3 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用 省エネルギー対策の必要性、資源の有効活用、既存施設のより一層の効用發揮の観点から、水力、バイオマス等のエネルギーの活用・回収、既存施設の一體的管理等について検討を進める。	2-3 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用 ○管理用の小水力発電設備及び太陽光発電設備の整備等を進める。 ○建設副産物の發生抑制及び有効利用を行う。 等			オ. 管理用発電設備の導入 ・管理用の小水力発電設備については、豊川用水大島ダム及び利根大堰等武藏水路の発電設備を完成させた。 ・管理用の太陽光発電については、印旛沼開発及び北総東部用水等の発電設備を完成させた。 〔以上 I 2-3 ① pp.167~169〕 カ. 建設副産物の有効利用等 ・建設副産物の有効利用において、全7項目で目標値を達成した。〔I 2-3 ③ pp.175~176〕		・環境保全については着実に進められており、特に、小水力発電を2箇所、太陽光発電を18箇所も設置し、再生可能エネルギーの活用を推進していることは評価に値する。
---	---	--	--	--	---	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	関係機関、水源地域等との連携強化		
業務に関連する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 本項目に係る業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社横断的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報を有しておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構全体の計数としている。

注3) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
①適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。	関係機関との間で情報共有を充実させるなど、より一層連携を強化し、円滑に業務を進めるとともに、水源地域等と連携し水源地域対策を進める。 (1) 関係機関との連携 関係機関との緊密な関係の構築のため、積極的な情報発信や意見交換を実施するとともに、水資源の利用の合理化等について関係機関と連携した取組を実施する。	関係機関との間で情報共有を充実させるなど、より一層連携を強化し、円滑に業務を進めるとともに、水源地域等と連携し水源地域対策を進める。 (1) 関係機関との連携 ○利水者等の関係機関に対して、業務運営に関する情報提供を行うとともに、機能保全対策の必要性について合意形成等に努める。 ○利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ○事業実施計画又は施設管理規程の策定、変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合に、費用負担者に対する必要な情報提供等を行う。 ○水資源利用の合理化にあたり、関係機関との積極的・円滑な調整を行う。	<主な定量的指標> 事業説明会実施 水源地域等交流・連携活動 <その他の指標> — <評価の視点> ○利水者等の関係機関に対して、業務運営に関する情報提供を行うとともに、機能保全対策の必要性について合意形成等に努める。 ○利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ○事業実施計画又は施設管理規程の策定、変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合に、費用負担者に対する必要な情報提供等を行う。 ○水資源利用の合理化にあたり、関係機関との積極的・円滑な調整を行う。	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 業務運営に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水者を始めとする関係機関に対し、247回の事業説明会を実施した。 建設事業においては、事業説明会及び事業監理協議会等を適時開催し、利水者及び関係都府県に対して、事業の実施状況、コスト縮減の取組の説明を行った。 管理業務においては、平成27年度事業計画及び平成28年度概算要求案等について説明会を適時実施した。水路等管理業務においては、管理運営協議会等で利水者等の意見・要望等の把握に努めたほか、機能保全計画等の調査結果、今後の施設機能保全対策について説明を実施し、合意形成に努めた。 <p>〔以上 I 2-4 (1) ① pp.178~180〕</p> <p>イ. 利水者アンケート調査とフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水者アンケートの実施を通じて利水者の要望、意見を把握するとともに、要望等に対するフォローアップ等を実施した。〔I 2-4 (1) ② p.181〕 <p>ウ. 事業実施計画の作成・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム検証中の思川開発事業及び木曾川水系連絡導水路事業について、費用負担者に対する必要な情報提供を行い、関係知事協議、利水者への意見聴取と費用負担同意等の手続きを経て、平成27年12月に主務大臣から事業実施計画（変更）の認可を得た。 平成27年度予算の決定がなされた新規事業の木曾川右岸緊急改築事業及び豊川用水二期事業（第2回変更計画）について、関係利水者等への説明を十分に実施し、円滑な調整を図った。また、関係利水者に対して事業費の負担方法について説明を行い、当該年度支払とする利水者と負担金の支払方法に関する協定を締結した。 平成27年度に完了した豊川用水二期事業（第1回変更計画分）について、関係利水者への説明会を開催して費用負担者が必要な情報の提供を行い、平成28年3月に主務大臣から豊川用水に関する施設管理規程（変更）の認可を得た。 <p>〔以上 I 2-4 (1) ③ pp.182~183〕</p> <p>エ. 水資源の利用の合理化における関係機関との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 武藏水路改築事業完了後の武藏水路に係る水利使用の変更協議や武藏水路の目的等を改める施設管理規程の変更手続きを進めるにあたっては、関係機関との積極的かつ円滑な調整に努め、平成28年3月に河川管理者の同意と主務大臣の認可を得た。 早明浦ダムを水源とする徳島県の農業用水に係る水利使用の変更により、当該用水に係る放流について規定する早明浦ダム施設管理規程の変更にあたり、関係機関と積極的かつ円滑な調整を行い、平成28年3月に主務大臣の認可を得た。 <p>〔以上 I 2-4 (1) ④ pp.184~185〕</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水者等に建設事業及び管理業務に関する実施状況等の説明を適時行い、意見・要望等の把握に努めた。また機構管 <p>理施設の機能保全計画の調査結果などを関係利水者に説明するなど合意形成に努め、関係機関と連携した取組を着実に進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下流交流会等の開催や水源地域ビジョンに沿った活動による森林保全の取組など水源地域等と連携した取組を着実に進めた。 これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>指標である「事業説明会実施回数」は、前年度より増加しており、「水源地域等交流・連携活動数」についても、前年度と同数となっている。</p> <p>また、建設事業における事業実施計画及び管理業務における施設管理規程をはじめとする関係利水者等との調整についても円滑に行われている。</p> <p>さらに、上下流交流や水源地域ビジョンに沿った活動等により、自治体、NPO等の関係機関と連携して、水源地域において間伐、植樹等の森林保全活動に取り組んだ他、水源地域の活性化のためダム湖等の湖面等について有効活用し、スポーツイベントなど地域イベントの開催地等として利活用を図った取り組みについても評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(特になし)</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水者等への説明会、上下流交流会の実施は水に対する社会の理解を深めることに繋がるものとして高く評価できる。今後も地道な活動の継続を望む。 環境NPOを巻き込んでいくことが社会的認知度を高める近道かもしれない。そうしたNPOの組織化も今後は考えてもよいかもしれない。 計画通り取り組み、着実に成果を上げていると思われる。 ダム・水路の建設・管理事業において、利水者への説明会を通じた合意形成に積極的に取り組んだ。上下流の交流・連携にも鋭意努めており、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。

		<p>○総合技術センターにおいて他機関との連携強化を図り、他機関の機器等に係る情報交換を行う。</p>		<p>オ. 試験研究機関との情報交換 ・国立研究開発法人土木研究所や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所と機器の共同利用や試験計画等に係る情報交換を実施した。〔 I 2-4 (1) ⑥ pp.188~189〕</p>		<p>・関係機関との連携、水源地域等との連携については、いずれも着実かつ綿密に進めており、評価できる内容である。</p>
		<p>(2) 水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。</p>	<p>(2) 水源地域等との連携 ○ダム施設等を核とした上下流交流等を実施する。</p>	<p>カ. 水源地域等との連携 ・ダム等建設事業の6施設と管理中の51施設において、上下流住民が協働して行うダム湖面・湖岸清掃活動などの上下流交流、地域イベントへの参加協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて、施設の目的・役割等を広報するとともに、施設周辺地域の住民等との積極的な情報共有に努めた。 ・地域の貴重な資源であるダム湖等の湖面等について、水源地域の活性化のために定めている水源地域ビジョンに沿って、自転車レースやマラソン大会などのスポーツイベント、カヤック体験教室や痛車＆コスプレイベントなどの地域イベントの開催地等として利活用を図った。〔 I 2-4 (2) ① pp.190～194〕</p>		

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-5	広報・広聴活動の充実		
業務に関する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) () は、本項目に係る業務のうち広報業務に係る予算額及び決算額を参考値として示すもので内数である。

注3) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評定	B
				業務実績	自己評価		
広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機関の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。	利水者をはじめ広く国民への的確な情報を積極的に提供し、利水者・国民からのニーズを的確に把握するため、広報活動の質の向上に取り組み、積極的な広報・広聴の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○水資源開発施設や水の重要性について国民の关心を高めるため、ホームページ・SNS等を利用した取組を行う。 ○緊急時において迅速かつ的確な情報提供を行う。また、緊急時の広報の体制を充実する。 ○「水の日」「水の週間」をはじめとする水に関する各種行事等に積極的に参画するなど効果的な広報を行う。 ○「環境報告書2015」を作成し、公表する。 ○「平成26年水質年報」を作成し、公表する。 等 	<p>○水資源開発施設や水の重要性について国民の关心を高めるため、ホームページ・SNS等を利用した取組を行う。</p> <p>○緊急時において迅速かつ的確な情報提供を行う。また、緊急時の広報の体制を充実する。</p> <p>○「水の日」「水の週間」をはじめとする水に関する各種行事等に積極的に参画するなど効果的な広報を行う。</p> <p>○「環境報告書2015」を作成し、公表する。</p> <p>○「平成26年水質年報」を作成し、公表する。</p> <p>等</p>	<p><主な定量的指標> 記者発表（洪水、渴水等除き） 施設見学会等の開催</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> 国民への的確な情報提供、利水者・国民からのニーズの的確な把握を図っているか。</p> <p>イ. 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施 ・ホームページトップの「緊急のお知らせ欄」に各事務所においても防災操作状況等の速報をアップロードできるようにシステムを改造し、職員への講習を行うことにより、即時性の高い情報提供を実施した。 ・「平成27年9月関東・東北豪雨」において、栃木県小山市に対する浸水復旧支援活動の状況をツイッターで随時発信するなど、迅速・的確な広報対応を行った。 〔以上 I 2-5 ① pp.198~201〕</p> <p>ウ. 水の週間等を通じた効果的な広報 ・平成27年度の「水の日」及び「水の週間」においては、政府主催の「水を考えるつどい」等の企画・立案・運営に水の週間実行委員会事務局として携わった。 ・本社では、「埼玉県水道キャンペーン」への出展等を行った。支社・事務所では、施設見学会などの水の週間関連イベントを開催するなど、計32施設で機構施設のPRや上下流交流に係る取組を行うとともに、施設に興味を寄せる方々との交流など、水資源への理解を深める広報活動を行った。 ・武蔵水路改築事業の完成にあわせ、関係機関・地域の自治体や住民の参画を得ながら、「水でつながる交流」をテーマに、地元行田市・鴻巣市等の児童から未来へのメッセージの発表など、様々な企画を盛り込んだ記念行事を開催した。 〔以上 I 2-5 ③ pp.205~208〕</p> <p>エ. 「環境報告書2015」等の作成・公表 ・「環境報告書2015」及び「平成26年水質年報」を作成し、ホームページ掲載等により公表し、関係機関に配布した。〔I 2-5 ④ pp.209~210〕</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・これまでの記者発表やホームページによる情報発信に加え、ツイッターの活用の拡大、フェイスブックとユーチューブによる情報配信を追加し、より機動的で分かりやすい広報を展開することにより、国民の関心を高め理解を深めるよう、限られた予算の範囲内で効率的な広報を着実に実施した。また、緊急時の広報の即時性・利便性を高め、情報提供の内容充実等に取り組んだ。</p> <p>・32施設において施設見学会等を開催するほか、武蔵水路改築事業の竣工において、水路の沿線住民等も参加する記念行事を企画するなど、積極的な広報を展開し、広く水の大切さと水資源開発の重要性に対する関心を高めることができた。</p> <p>・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p><評定に至った理由> 指標である「記者発表数」は、前年度を上回る回数となっているほか、「施設見学会等の開催施設数」についても、前年度と同数を維持している。また、記者発表やホームページによる情報発信の充実に加え、facebookやYoutubeによる新たな情報発信を開始した。さらに、水に関する各種行事への参画等の取り組みについても評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・広報・広聴活動は今年度も着実に行われている。 ・SNSの利用により機動的でわかりやすい広報をはじめたことは、高く評価できる。 ・FacebookやYoutube等の新たな媒体を利用するなど、情報提供を受ける側の関心を高め、理解を深めるための新たな取り組みを積極的に進めている。これら効果的な広報広聴活動により、中期計画における所期の目標を達成したと評価できる。 さらなる創意工夫による広報広聴活動の充実を期待する。 ・広報・広聴活動については様々な工夫が見られ、継続的な今後の展開に期待したい。</p>	

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
3	機構の技術力を活用した技術支援				
業務に関連する政策・施策（国土交通省）	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、パリアリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条	
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間平均値	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
論文等発表（計画値）	毎年度50題以上	—	50題	50題	50題		
論文等発表（実績値）	—	76題	67題	63題	69題		
達成度	—	—	134%	126%	138%		
国内外他機関技術支援（計画値）	—	—	—	—	—		
国内外他機関技術支援（実績値）	—	24.4件	27件	21件	26件		
達成度	—	—	—	—	—		
海外研修生受入（計画値）	—	—	—	—	—		
海外研修生受入（実績値）	—	252.8人	311人	359人	327人		
達成度	—	—	—	—	—		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		
予算額（千円）	188,697,856 (1,065,952)	191,983,619 (1,069,527)	190,400,569 (955,814)				
決算額（千円）	167,333,545 (693,313)	176,942,656 (798,466)	171,864,485 (870,736)				
経常費用（千円）	117,493,996	123,615,675	137,838,402				
経常利益（千円）	1,995,835	△4,284,034	△10,029,393				
行政サービス実施コスト（千円）	53,494,192	61,719,139	69,799,414				
従事人員数	1,342 (69)	1,340 (75)	1,333 (70)				

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) ()は、本項目に係る業務のうち総合技術センターに係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

注3) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元すること。</p> <p>さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。</p>	<p>機構が培った水インフラに係る技術力を活用して社会貢献を行うため、国内外の機関等への技術支援を行う。また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。</p> <p>3-1 国内の他機関に対する技術支援</p> <p>機構が培ってきた技術力を活用し、国・地方自治体等に対し技術支援を行うことにより、社会貢献を推進する。</p>	<p>機構が培った水インフラに係る技術力を活用して社会貢献を行うため、国内外の機関等への技術支援を行う。また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。</p> <p>3-1 国内の他機関に対する技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査等を受託しているか。技術支援等により得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元しているか。 ○国等から施工監理業務等の発注者支援業務について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援する。 ○技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、国内外の学会等に技術論文等を 50 題以上発表する。 <p>等</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>論文等発表 国内外他機関技術支援 海外研修生受入</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>国内外の機関等へ技術支援を行っているか。技術支援等により得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元しているか。</p> <p>ア. 国内の他機関に対する技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理に係る技術支援業務について、9件受託し、機構が有する知識・経験・技術等を活用し適切に実施した。 〔I 3-1① pp.212～213〕 ・国・地方自治体から積算施工管理業務等の発注者支援等について8件の要請があり、機構が培った技術力を活用し適切に支援した。 〔I 3-1② pp.214～215〕 <p>イ. 論文等の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文等を学会・専門誌等に 69 題発表し、これまでに蓄積された機構の技術力の広範な提供と積極的な情報発信を行った。 ・発表論文等のうち、「洪水調節効果に関するリアルタイム公表の取り組み」が国土交通省四国地方整備局管内の技術・業務研究発表会で優秀論文賞を受賞した。また、「オオサンショウウオ保護池における調査で得られた知見について」及び「工事借地後の原形復旧の取り組みについて～山林を借りるということ～」が国土交通省近畿地方整備局の研究発表会で優秀賞を受賞した。 〔以上 I 3-1 ③ pp.216～217〕 	<p><主要な業務実績></p> <p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託業務を通じた国内外の機関への技術支援、計画数を上回る論文等の学会・専門誌への発表、専門家の派遣、海外技術者等の研修等による技術移転など、機構の技術力を活用した技術支援の取組を着実に進めめた。 ・海外機関に対する技術協力では、機構が蓄積した技術情報や知識等を活かした支援の実績について世界銀行等において評価され、海外機関から技術協力等の要請を受けた。 ・平成 27 年 4 月に開催された第 7 回世界フォーラムの 2 つのセクションを企画・運営し、セッションでの IWRM に係る経験・知識の発信を通じて IWRM の向上に貢献した。また、経済協力開発機構が発行する書籍に機構・NARBO の取組等が掲載されるなど、機構・NARBO のプレゼンスが高まった。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成しているものと考えられるため、B 評価とした。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>評定</p> <table border="1"> <tr> <td>B</td> </tr> </table>	B	<p><評定に至った理由></p> <p>指標である「論文等発表数」及び「国内外他機関技術支援数」については、前年度を上回る達成度となっている。「海外研修生受入数」は前年度より減ったものの、前中期目標期間平均値を上回る受入数を維持している。</p> <p>また、国内の他機関に対する技術支援の取り組みのほか、受託業務を通じた海外への技術支援、海外機関との人的交流による技術移転、NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）を通じた諸活動は、国際協力の推進に貢献しており、評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B としたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(特になし)</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が培ってきた経験・技術力を国内外に提供していくことは重要な社会的責務であり、今年度も着実に果たされており、評価できる。 ・目標を 40% 上回る 69 本の論文が発表されていることはとても高く評価できる。 ・国内外を問わず技術支援に貢献していること、海外から 327 名も研修生を受け入れていることは高く評価できる。 ・A 評価が妥当である。 ・NARBO の活動は、重要な活動であると考える。 ・海外の研修生の受け入れに積極的に取り組み、機構が蓄積してきた技術情報や知識の提供に努めた。これら国際協力とともに国内の他の機関に対する技術支援に努めたことは、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。 ・機構の有する技術、ノウハウを活用した論文発表、国内外機関からの業務受託、海外からの研修生受
B							

		<p>3-2 国際協力の推進</p> <p>国際社会における水の安全保障的重要性が一段と増す中、機構がこれまで培ってきた総合水資源管理（IWRM）の経験や、アジアにおいて機構が有している国際的なネットワーク（NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク））を活用し、水分野における国際協力を推進するとともに、海外における日本のプレゼンス向上に資する。</p>	<p>3-2 国際協力の推進</p> <p>○開発途上国等の機関に対して、職員派遣、研修等により、機構が蓄積した技術情報、知識等を提供する。</p>	<p>ウ. 海外機関への専門家としての職員派遣による技術移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在バングラデシュ日本国大使館に1名、JICA長期専門家として3カ国に延べ5名、アジア開発銀行及びアジア開発銀行研究所に各1名を派遣し、海外機関等に対して機構が蓄積した技術情報や知識等を提供した。〔I 3-2 ① pp.221～222〕 <p>エ. 研修等による技術移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICAからの一括受託研修として3件、25カ国44名を対象とした研修を実施し、ダムや水路等の運用管理や安全管理などに関する技術移転を行った。 ・他機関からの要請に基づき研修の一部を機構で実施し、50カ国から283名を受け入れ、機構事業の概要や役割の説明等により機構が蓄積した技術情報、知識等の提供を行った。 ・インド国中央水委員会からの申込みによりダム管理に関する研修を実施し、同国のダム管理能力の向上に貢献した。研修の成果が評価され、インド国を支援している世界銀行から技術協力業務が提案され、機構が受託した。 <p>〔以上 I 3-2 ① pp.222～223〕</p> <p>オ. 受託調査を通じた機構技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の受託調査として、平成26年度から継続の調査2件に加え、平成22年度に機構がアジア開発銀行から受託して実施した地域技術支援の成果に基づき事業化されたネパール国のバグマティ川流域改善プロジェクトを含む新たな4件の調査を受託した。〔I 3-2 ① pp.224～226〕 <p>カ. 知識・情報共有機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NARBO事務局として第7回世界水フォーラム（WWF7）においてアジア太平洋地域におけるIWRMに関するセッションを含む2つのセッションを主催するとともに、日本やNARBOの経験などを発信し、アジアの河川流域におけるIWRMの向上に貢献した。 ・WWF7開催期間中に経済協力開発機構から発行された冊子「Stakeholder Engagement for Inclusive Water Governance」に機構がこれまで紹介を行ってきた日本の水管理に関する法制度やNARBOの取り組みが具体事例として盛り込まれた。 ・インドネシア共和国の河川流域機関（RBO）の管理センターとアジア開発銀行研究所が主催する、評価実務者育成研修に職員を派遣するとともに、インドネシア国水管理公団Iの要請に応じて財務に関するワークショップの共同開催及びミャンマー国における人材育成研修の支援を行うなど、各国のRBOの組織能力強化に係る支援を行った。 <p>〔以上 I 3-2 ② pp.228～230〕</p> <p>キ. 海外災害発生時の職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度は、海外での災害発生に起因する機構への職員派遣要請はなかった。〔I 3-2 ⑥ pp.239〕 	<p>け入れなど、国内外への技術支援の取り組みが認められる。</p> <p>・327名という多くの海外研修生の受け入れは立派であり評価に値する。一方、機構からも多くの若手職員が積極的に海外かに出かける機会を持ち、見聞を広めるとともに国際交流を深めるべきである。</p>
--	--	---	---	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4	内部統制の強化と説明責任の向上					
業務に関する政策・施策 (国土交通省)	政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、パリアリー社会の実現 施策目標：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条	
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：4 1	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間平均値	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
法令遵守講習会等の開催回数（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
法令遵守講習会等の開催回数（実績値）	—	168 回	264 回	289 回	303 回	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—
監事監査の実施（計画値）（注 1）	—	—	23 事務所	30 事務所	31 事務所	—	—
監事監査の実施（実績値）	—	18 事務所	24 事務所	31 事務所	31 事務所	—	—
達成度	—	—	104.3%	103.3%	100.0%	—	—
一般競争入札割合（計画値）	—	—	—	—	—	—	—
一般競争入札割合（実績値）	—	41.2%	74.7%	72.2%	72.6%	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—
特定環境物品等調達率（計画値）	100%	—	100%	100%	100%	—	—
特定環境物品等調達率（実績値）	—	100%	100%	100%	100%	—	—
達成度	—	—	100%	100%	100%	—	—

注 1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

注 2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 3) 本項目に係る業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社横断的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報を有しておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構全体の計数としている。

注 4) 従事人員数は、1月 1 日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行ふことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。 ①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日 総務大臣決定)に基づく取組の着実な実施、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等	<p>中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、内部統制に関する基本的な方針を定め、適切な内部統制を実施するとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図りつつ、以下の取組を行う。</p> <p>(1)コンプライアンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスアンケート、法令遵守等に係る講習会・説明会等の取組を実施する。 ○倫理委員会において、コンプライアンスの取組状況等について報告・審議する。 <p>(2)監事及び会計監査人による監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監査補助者の活用や臨時監査の実施など監事機能の万全な発現を図りつつ、監事監査計画に基づく、監事による監査を受ける。また、事業報告書等について会計監査人による監査を受ける。 	<p>中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、独立行政法人通則法の改正に対応し、業務方法書等の改正などを実行するほか、役員と職員との意見交換などにより内部統制の基本方針の浸透・定着を図る。</p> <p>(1)コンプライアンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスアンケート、法令遵守等に係る講習会・説明会等の取組を実施する。 <p>(2)監事及び会計監査人による監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監査補助者の活用や臨時監査の実施など監事機能の万全な発現を図りつつ、監事監査計画に基づく、監事による監査を受ける。また、事業報告書等について会計監査人による監査を受ける。 	<p><主な定量的指標> 法令遵守講習会等の開催回数 監事監査の実施 一般競争入札割合 特定環境物品等調達率</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点> コンプライアンス体制の強化や内部監査の適切な実施が図られているか。</p> <p>(以上 I 4 pp.240~244)</p> <p>イ. コンプライアンスのさらなる推進 ・コンプライアンス推進月間を中心に、コンプライアンスアンケート、談合防止等に関する法令遵守等の講習会・説明会(延べ303回)を全社の取組として実施するとともに、外部専門機関による「内部統制とコンプライアンス」、「個人情報保護」及び「マイナンバーカード」をテーマとした法令遵守研修を全職員を対象に実施した。〔I 4 (1) ① pp.245~246〕</p> <p>・外部有識者による倫理委員会を2回開催し、コンプライアンス推進の取組に関する報告、審議等を行った。〔I 4 (1) ② pp.247~248〕</p> <p>ウ. 監事及び会計監査人による監査 ・監事及び会計監査人による監査を受けた。監事監査については、本社、4支社局等、総合技術センター及び25管理所等の計31事務所において、延べ33回受け、監事監査で把握された事項等については、四半期ごとの理事長と監事との意見交換等により、業務の是正・改善の取組に反映した。 ・全ての監事監査において、監査室職員を活用した他、3事務所において3名の職員が同時に監査補助者に指名され、専門知識を活用した監査が実施された。 ・業務方法書に監事及び監事監査に関する事項を追加する改正などを行い、監事機能の強化を図った。 ・平成27年度財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書については、会計監査人による監査を受け、「独立監査人の監査報告書」により、財政状態等の状況が適正に表示されている報告を受けた。 (以上 I 4 (2) pp.251~252)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 内部統制の強化と説明責任の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法の改正に対応し、業務方法書及び関係規程等を改正するとともに、役員会の運営方法の見直しを行い、内部統制システムの整備を行った。 ・役員が全支社局及び20事務所に出向いて職員との意見交換等を行い、職員が自らの職務の重要性について認識の向上を図った。 ・新たなリスク管理手法の全国展開に向けた検討を行い、2事務所において新たなリスク管理手法によるリスク管理の試行を開始した。 ・アセットマネジメントの国際規格ISO55001の適用可能性について検討を行うとともに、ISO55001の要求事項に対する業務の適合性及び成熟度について分析を行った。この分析により、ISO55001の有用性が明らかになったことから、平成28年3月にISO55001に沿ったアセットマネジメントシステムを構築し、推進体制を整備した。 <p>〔以上 I 4 pp.240~244〕</p> <p>イ. コンプライアンスのさらなる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進月間を中心に、コンプライアンスアンケート、談合防止等に関する法令遵守等の講習会・説明会(延べ303回)を全社の取組として実施するとともに、外部専門機関による「内部統制とコンプライアンス」、「個人情報保護」及び「マイナンバーカード」をテーマとした法令遵守研修を全職員を対象に実施した。〔I 4 (1) ① pp.245~246〕 <p>・外部有識者による倫理委員会を2回開催し、コンプライアンス推進の取組に関する報告、審議等を行った。〔I 4 (1) ② pp.247~248〕</p> <p>ウ. 監事及び会計監査人による監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事及び会計監査人による監査を受けた。監事監査については、本社、4支社局等、総合技術センター及び25管理所等の計31事務所において、延べ33回受け、監事監査で把握された事項等については、四半期ごとの理事長と監事との意見交換等により、業務の是正・改善の取組に反映した。 ・全ての監事監査において、監査室職員を活用した他、3事務所において3名の職員が同時に監査補助者に指名され、専門知識を活用した監査が実施された。 ・業務方法書に監事及び監事監査に関する事項を追加する改正などを行い、監事機能の強化を図った。 ・平成27年度財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書については、会計監査人による監査を受け、「独立監査人の監査報告書」により、財政状態等の状況が適正に表示されている報告を受けた。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法の改正に対応した内部統制システムの構築、役員と職員との意見交換、新たな手法によるリスク管理の全国展開に向けた検討と試行、法令遵守等の講習会・説明会の実施等により、内部統制の強化と説明責任の向上を着実に進めた。 ・ISO55001に沿ったアセットマネジメントシステムを構築し、平成28年度から更なる業務水準の向上を可能とする推進体制の整備を実現した。 ・監事による監査を延べ33回受けるとともに、業務の是正・改善の取組に反映したほか、監事機能の強化を進めた。また、平成27年度財務諸表等について会計監査人の監査を受け、財政状態等の状況を適正に表示しているものと認められた。 ・一般競争入札を基本とした発注の推進等による契約手続きにおける競争性・透明性の確保、談合防止対策の取組等を着実に進めた。 ・ログ監視システムによるプログラム監視、役職員等への教育・訓練、セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の強化を着実に進めた。 ・機構独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を構築し、運用を的確に実施したほか、環境物品等の調達方針どおり、特定調達物品等の100%調達を達成した。 ・参加者の有無を確認する公募手続き、民間の技 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>指標のうち「法令遵守講習会等の開催回数」は、前年度を上回る回数を確保し、また、「監事監査の実施数」も計画値に沿って、前年度と同じ回数行った。また、契約手続きにおける競争性・透明性の確保について、「一般競争入札割合」は、前年度を上回る水準となった。一者応札の改善については、入札参加条件等の緩和など改善の取組を行い、昨年度に比べて、一者応札の件数は減少し、改善がみられた。「特定環境物品等調達率」についても、前年度同様100%を維持している。</p> <p>さらに、政府統一基準を踏まえた情報セキュリティポリシーを改訂するとともに、ログ監視システムを強化して、不正アクセスへの監視を開始するなど、27年度からの新たな取り組みも行われており、他の取り組みを含め評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>(特になし)</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメントシステムの構築は、高く評価できる。 ・計画通り取り組み、着実に成果を上げていると思われる。 ・内部統制システムの構築とともに法令順守講習会などを数多く実施したほか、リスク管理やコンプライアンスの推進にも積極的に取り組んだ成果は、中期計画における所期の目標を達成したと高く評価できる。 ・着実に実行されていると評価する。

	(3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 調達等合理化計画に基づく取組の実施 ○契約の手続きにおいて、一般競争入札を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、一層の競争性の確保に努める。	(3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 エ. 契約手続きにおける競争性・透明性の確保 ・契約手続きの競争性・透明性を高めるため、一般競争入札を基本とした発注を推進し、平成27年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで72.6%となった。 ・一者応札の改善については、平成21年9月17日にホームページにおいて公表した「1者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長、ファクシミリやメールマガジンの配信による公告案内等の「公告期間、公告方法の改善」、地域要件の「入札参加条件等の緩和」などの改善の取組を実施した。これらの取組により、技術者不足等により不調・不落が増大する傾向にある中、平成27年度の一般競争入札における一者応札の割合は、平成21年度(49.2%)に比べ14.9ポイント改善し34.3%となった。 ・「平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」に基づく以下の取組を着実に実施した。 ・設備関係の工事及び点検整備等に関する調達について、参加者の有無を確認する公募手続を導入し、透明性・競争性が確保された適正かつ合理的な調達を実施した。 ・小石原川ダム本体建設工事の発注に向けて民間の技術力を活用したオープンブック方式の検討を行った。 ・契約監視委員会の審議・了解が必要な随意契約案件については、全て同委員会の審議・了解を得てから契約手続きに着手した。 〔以上I4(3)① pp.253~255〕		術力を活用した契約方式導入の検討、契約監視委員会等への報告など、調達等合理化計画で定めた目標を達成し、入札契約手続きの透明性・競争性を確保した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。
	(4) 談合防止対策の徹底 ○入札・契約手続き等については、監事監査における徹底的なチェック及び入札等監視員会等の監視・審査を受け、一層の適正化に取り組む。 ○入札契約の結果等については、ホームページ等により公表する。	○入札・契約手続き等について、契約監視委員会及び入札等監視委員会を各4回開催して監視等を受けたほか、監事監査によるチェックを延べ22回受けた。 ・随意契約の適正化の取組状況を含めた入札・契約事務の状況について、監事監査報告により監事の意見を得た。 〔以上I4(3)①② pp.256~257〕 ・入札結果等について、ホームページ等を通じて適正に公表した。〔I4(3)③ p.258〕		<課題と対応> 特になし。
	(4) 談合防止対策の徹底 ○入札談合等に関する行為の防止対策を徹底する。	オ. 談合防止対策の取組 ・「平成27事業年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」に基づき、一般研修における講義(10回)、経理担当者への講習会等(9回)を実施し、入札契約情報の厳格な管理の徹底や談合防止対策などについて徹底を図り、談合防止対策の取組について適正に実施した。また、適正な入札執行に向けた取組状況について倫理委員会に報告し、点検を受けた。〔I4(4) pp.259~260〕		
	(5) 情報セキュリティ対策の推進 ○ログ監視システムで機構の情報ネットワーク全体を一括監視し、不正プログラムに対する監視を強化する。	カ. 情報セキュリティ対策の推進 ・ログ監視システムによりクライアントにインストールされているプログラムの管理を行い、許可されていないプログラムがクライアントで動作しているかの監視を開始した。 ・役職員等を対象とした情報セキュリティポリシー説明会を開催し、情報セキュリティ対策に関する教育を実施した。また、情報セキュリティ対策の自己点検、標的型攻撃メール訓練、不審メールに関する注意喚起を実施した。 ・平成26年度版政府統一基準群を踏まえた情報セキュリティポリシーの改訂を行った。 ・マイナンバーカードへの対応として、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を制定するなどの措置を講じた。 〔以上I4(5) pp.261~262〕		

		<p>(6) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表</p> <p>(7) 財務内容の公開</p> <p>(8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等</p>	<p>(6) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表</p> <p>○関連法人への再就職の状況、関連法人との間の取引等の状況について情報を公表する。</p> <p>(7) 財務内容の公開</p> <p>○財務諸表等をホームページ等で公表する。</p> <p>(8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等</p> <p>○機構の業務に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）を構築する。</p> <p>○環境物品等の調達に努め、特定調達品目については特定調達物品等を100%調達する。</p>	<p>キ. 関連法人への再就職及び関連法人との間の取引等の状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法人への再就職状況についてホームページで公表した。また、機構からの受注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構の役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については、1件該当がありホームページで公表した。 <p>[I 4 (6) p.263]</p> <p>ク. 財務諸表等の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等について、ホームページ等で公開した。[I 4 (7) ① p.264] <p>ケ. 環境マネジメントシステムの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社、関東管内、中部支社管内及び関西・吉野川支社淀川本部管内において機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）を構築し、ISO14001の環境マネジメントシステムから移行した。 ・関西・吉野川支社吉野川本部管内及び筑後川局管内においては、引き続き、独自のEMSを運用した。 <p>[以上 I 4 (8) ① pp.266~267]</p> <p>コ. 環境物品等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月に機構が定めた「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品等の調達の推進に取り組み、調達目標に基づく的確な調達を実施し、特定調達物品等の100%調達を達成した。[I 4 (8) ③ pp.270~271] 	
--	--	---	--	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
5-1	機動的な組織運営、効率的な業務運営							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）		行政事業レビューシート番号：41			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間平均 値等	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
公的資格新規取得者数（計画値）	—	—	—	—	—	—	—	—
公的資格新規取得者数（実績値）	—	23人 (前中期目標期間最 終年度値)	20人	28人	32人	—	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—	—
WEB会議システム活用（計画値）	—	—	—	—	—	—	—	—
WEB会議システム活用（実績値）	—	36回 (前中期目標期間最 終年度値)	120回	176回	315回	—	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—	—
維持管理業務等民間委託率（計画値）（注）	—	—	—	—	—	—	—	—
維持管理業務等民間委託率（実績値）	—	37% (前中期目標期間最 終年度値)	38%	40%	41%	—	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—
継続雇用従事者数（計画値）	—	—	—	—	—	—	—	—
継続雇用従事者数（実績値）	—	50人	81人	87人	98人	—	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 維持管理業務等民間委託率は、機構が定める維持管理業務等民間委託拡大計画において平成29年度末の委託目標値を43%としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>1. 機動的な組織運営 機動的な組織運営を図るために、重点的かつ効率的な組織運営を行うこと。 また、人事制度の適切な運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。</p> <p>(1)機動的な組織運営 (2)人事制度の運用 (3)職員の資質向上</p> <p>2. 効率的な業務運営 業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化等による組織のスリム化及び外部委託並びに移管等を推進することにより、効率的で経済的な事業の推進を図ること。なお、「維持管理業務等民間委託拡大計画（平成23年12月独立行政法人水資源機構）」については、「コスト比較」、「受注業者の確保」及び「信頼性の確保」の観点から検証した結果を踏まえた民間委託率の目標を平成25年度末を目指して、必要に応じて同計画の見直しを行うこと。</p>	<p>1. 機動的な組織運営 機動的な組織運営に向け、重点的かつ効率的な組織整備を行う。また、人事制度の運用、人材育成プログラムの推進により、職員の資質をさらに高めていくものとする。</p> <p>(1)機動的な組織運営 (2)人事制度の運用 (3)職員の資質向上</p> <p>2. 効率的な業務運営 業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化等による業務改善等 (1)情報化・電子化及び業務の一元化等による業務改善 (2)文書管理システム、人事総合システム、経理システム、契約管理システム及び電子入札システムの運用に努める。また、維持管理業務等へのICT技術の導入を検討する。</p>	<p>①機動的な組織運営 ○効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時における機動的業務遂行が可能な人員配置を行う。総合技術センターと現場が一体となって業務を実施し、業務量の変化、各種の課題への対応を図る。</p> <p>②人事制度の運用 ○平成25年度に見直した人事制度の適切な運用を図る。</p> <p>③職員の資質向上 ○職員の育成のための人材育成プログラムを充実させる。</p> <p>○機構業務に関連する公的資格の取得を促進する。</p> <p>2. 効率的な業務運営 (1)情報化・電子化及び業務の一元化等による業務改善等 ○文書管理システム、人事総合システム、経理システム、契約管理システム及び電子入札システムの的確な運用に取り組んだ。 (2)情報化・電子化及び業務の一元化等による業務改善等 ○文書管理システム、人事総合システム、経理システム、契約管理システム及び電子入札システムの運用に努める。また、維持管理業務等へのICT技術の導入を検討する。</p>	<p><主な定量的指標> 公的資格新規取得者数 WEB会議システム活用 維持管理業務等民間委託率 継続雇用従事者数</p> <p><その他の指標> －</p> <p><評価の視点> サービスの質を維持した上で効率化が図られているか。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>ア. 適切な人員配置 ・事業進捗に応じた重点的な人員配置や総合技術センターと現場の事務所との分担による機動的な業務執行により、各事業における業務量の変化、各種の課題への対応を行った。〔II 1(1) ①pp.272~273〕</p> <p>イ. 人事制度の適切な運用 ・平成25年度に見直しを行った、職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度の適切な運用を図った。〔II 1(2) pp.276~277〕</p> <p>ウ. 職員の資質向上 ・人材育成プログラムに基づく研修の実施、公的資格取得等に関する積極的な情報提供及び機会の提供等により、職員の資質向上を図った。 ・平成27年度の公的資格の新規取得者は、延べ32人であった。 〔以上 II 1(3) ①② pp.278~280〕</p> <p>エ. システムの的確な運用 ・文書管理システム、人事総合システム、経理システム、契約管理システム及び電子入札システムの的確な運用に取り組んだ。 ・情報化推進委員会における検討結果を踏まえ、施設のリアルタイム状態監視などICT技術の段階的な導入に向けた具体的な試行計画を策定した。 〔以上 II 2(1) ① pp.284~285〕</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・事業進捗に応じた重点的な人員配置、人材育成プログラムに基づく研修の実施など機動的な組織運営を図る取組を着実に進めた。 ・各システムの的確な運用、ICT技術導入の試行計画策定、WEB会議システム活用の防災業務への拡大、業務改善の更なる推進など、効率的な業務運営を図る取組を着実に進めた。 ・職員の資質向上を図り、延べ32人の職員が公的資格を取得した。 ・組織の大くくり化の推進のための組織再編を行い、業務運営の効率化を図った。 ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針による関西支社と吉野川局との統合に向け、利水者・関係府県との調整を行い、平成27年4月に統合を実現させた。 ・維持管理業務等の民間委託率を41%に向上した。 ・継続雇用従事者を新たに26名採用して98名とし、技術力の継承と人材育成に活用し、業務運営の効率化を図った。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 B <評定に至った理由> 指標のうち、「公的資格新規取得者数」「WEB会議システム活用数」「継続雇用従事者数」は、前年度を上回る実績を達成しているほか、「維持管理業務等民間委託率」については、具体的な行動計画に基づき、平成29年度末の目標値である43%達成に向けて着実に増加している。 その他、人事配置における柔軟な対応や新たなシステムの導入、WEB会議システムの活用拡大などの取り組みも、機動的な組織運営・効率的な業務運営に資するものとして、あわせて評価できる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・継続雇用者の活用によって民間委託の拡大が順調に進んでおり、この実績はについては高く評価することができる。ただし、こうした人材がいればこそその話であり、将来的にはこの貴重な人材も枯渇するのは間違いない、徒に民間委託比率を高めればよいというわけではないように思う。組織としての再生産が可能となるような人材育成を進めただければと思う。</p> <p>・新規の公的資格取得人数が年々確実に増えていることは、本機構の支援や職場環境によるものであると考えられ、高く評価できる。</p> <p>・組織を挙げて職員の資質の向上に取り組み、新たに相当数の職員が公的資格を取得するなどの成果を挙げた。またWEB会議システムの活用を推進し、効率的な業務運営にも努めたことは、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。</p> <p>・職員年齢構成バランスや人材の確保が難しい中、公的資格取得取得の推進などによる職員資質の向</p>	

		<p>○WEB会議システムの活用を推進する。また、防災業務時の情報伝達ツールとしての活用を拡大する。</p> <p>○職員の創意工夫を活かした業務改善を推進するため、業務改善事例等の共有と全社的導入を推進する。</p> <p>○組織の大くくり化を更に推進する。また、関西支社と吉野川局の統合を行う。</p> <p>(2)維持管理業務等民間委託拡大計画に基づく委託拡大等</p> <p>○「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき、定年退職者の活用も行いつつ、順次民間委託の更なる拡大を行う。</p> <p>○管理用道路等の他の主体への移管を進める。</p> <p>(3)継続雇用制度の活用</p> <p>○豊富な経験と知見を持つ人材の活用により業務運営の効率化を図るために、継続雇用制度を活用する。</p> <p>等</p>	<p>オ. WEB会議システムの活用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や地震などの防災業務時等の情報伝達ツールとしての活用の拡大を図った。 ・WEB会議システムを会議等の時期、目的（周知、伝達が主となる会議等）、規模等に応じて活用し、年間合計315回の利用により経費の節減と業務の効率化を図った。 <p>〔以上 II 2(1) ② pp.286~287〕</p> <p>カ. 職員の創意工夫を活かした業務改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善コンテストを開催し、業務改善総合データベースを活用して応募のあった36件の業務改善取組事例の共有と全社的導入の推進を図った。また、業務改善特区（事務所等からの提案に対し、本社で検討を行い、適用区域を限定した特例措置の試行、及びその検証結果を踏まえた全国展開を行う取組）に提案のあった27件の提案に対し、11件について内部規程の緩和等を実施した。 <p>〔II 2(1) ③ pp.288~289〕</p> <p>キ. 組織間の役割分担等の見直しと業務の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の大くくり化を更に推進するための組織再編として、ダム事業部と水路事業部にまたがる業務を効率的に行うため、管理調整室と設備保全室を設置した。 ・平成27年4月に、吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合を実現した。 <p>〔以上 II 2(1) ④ p.290〕</p> <p>ク. 「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づく委託拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき、継続雇用従事者の活用も含めた民間委託の拡大を進め、民間委託率を41%に向上させた。〔II 2(2) ① pp.291~292〕 <p>ケ. 管理用道路等の他の主体への移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者との協議を進め、条件整備が完了した管理用道路約2.6km及びこれに付随する除草業務を移管した。 <p>〔II 2(2) ② p.293〕</p> <p>コ. 継続雇用従事者の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な経験と知見を持つ継続雇用従事者を新たに26名採用した。平成27年度は、98名を活用して業務運営の効率化を図った。〔II 2(3) p.294〕 	<p>上に努めるとともに、民間力の活用（業務委託）に努めるなど、業務運営の効率化が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも着実に実行されていると評価する。
--	--	--	---	---

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
5-2	コスト縮減の推進							
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）	行政事業レビューシート番号：41			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)前中期目標期間最終年度値	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費（注1）（計画値）	中期目標期間最終年度 136,527,194 千円	143,712,836 千円	143,712,836 千円	142,275,707 千円	135,090,065 千円			平成 27 年度計画は、平成 24 年度から 6% 縮減
事業費（注1）（実績値）	年度計画値の 100%	—	143,725,738 千円	141,875,320 千円	134,542,429 千円			—
上記縮減率（%）	中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（143,712,836 千円）から 5% 縮減	—	△0.01%	1.28%	6.38%			—
達成度	年度計画の縮減率に対する実績縮減率	—	99.99%	128%	106%			—
一般管理費（注2）（計画値）	中期目標期間最終年度 1,670,591 千円	1,965,402 千円	1,906,439 千円	1,827,823 千円	1,749,207 千円			平成 27 年度計画は、平成 24 年度から 11% 削減
一般管理費（注2）（実績値）	年度計画値の 100%	—	1,897,800 千円	1,820,565 千円	1,737,239 千円			消費税率の引き上げに係る影響を除いた額。
上記削減率（%）	中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（1,965,402 千円）から 15% 削減	—	3.4%	7.4%	11.6%			—
達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	—	113%	106%	115%			—
総合コスト改善率（計画値）	—	—	—	—	—			—
総合コスト改善率（実績値）	—	15.3% (物価変動を考慮した改善率 11.0%)	1.9%	6.7%	6.1%			—
達成度	—	—	—	—	—			—

注1) 事業費については、新築・改築事業費を含まない。

注2) 一般管理費については、人件費及び租税公課を含まない。

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p>厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、引き続きコスト縮減に取り組むこと。</p> <p>(1)事業費の縮減 事業費については、新築・改築事業費を除き、第2期中期目標期間の最終年度（平成24年度）と中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して5%縮減すること。 また、新築・改築事業については、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務遂行を図ること。</p> <p>(2)一般管理費の縮減 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）については、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と中期目標期間の最終年度（平成29年度）を比較して15%削減すること。</p> <p>(3)人件費の削減 人件費については、中期目標期間を通じて国家公務員に準じた人件費縮減の取り組みを行うこと。 また、給与水準については、主務大臣の検証結果を踏まえ、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限等を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、引き続きコスト縮減に取り組む。</p> <p>(1) 事業費の縮減 事業費については、単価の見直しや業務執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、新築・改築事業費を除き、第2期中期目標期間の最終年度（平成24年度）と中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して5%縮減する。</p> <p>(2)一般管理費の削減 効率的な業務運営を図ることなどにより、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）については、第2期中期目標期間の最終年度（平成24年度）と中期目標期間の最終年度（平成29年度）を比較して、消費税率の引き上げによる影響を除き、11%削減する。</p> <p>(3)人件費の削減 人件費については、中期目標期間を通じて国家公務員に準じた人件費縮減の取り組みを行う。 また、給与水準については、主務大臣の検証結果を踏まえ、厳しく検証した上で、その適正化に取り組み、平成22年度から平成26年度までの5年間で対国家公務員指数（年齢勘案）を平成21年度と比較して10ポイント程度低減させることとし、これに向けて取組を進め、平成30年度には国家公務員と同程度のものとなるよう努めるとともに、その検証結果や取組状況の公表を行う。</p>	<p>厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、引き続きコスト縮減に取り組む。</p> <p>(1) 事業費の縮減 事業費については、単価の見直しや業務執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、平成27年度は、新築・改築事業費を除き、平成24年度と比較して6%縮減する。</p> <p>(2)一般管理費の削減 効率的な業務運営を図ることなどにより、平成27年度の一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）については、平成24年度に比較して、消費税率の引き上げによる影響を除き、11%削減する。</p> <p>(3)人件費の削減 人件費については、国家公務員に準じた人件費縮減の取り組みを行う。</p>	<p><主な定量的指標> 事業費縮減率 一般管理費削減率 総合コスト改善率</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> 業務の効率的な運営が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 事業費の縮減 ・事業費については、コスト縮減の取組を行い、年度計画の目標（6%縮減）を上回る6.38%縮減を達成した。 〔II 3(1) p.295〕</p> <p>イ. 一般管理費の削減 ・一般管理費については、本社・支社等において効率的な業務運営を図ることなどにより、年度計画の目標（11%削減）を上回る11.6%削減を達成した。〔II 3(2) p.296〕</p> <p>ウ. 人件費の縮減・給与水準の適正化 ・人件費については、国家公務員に準じた給与制度の見直しの取組及び本給カット等独自の給与抑制措置を継続して実施した。 ・給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の適切性の検証結果及び給与水準の適正化に向けた取組状況についてホームページ等で公表した。 ・これらの取組により、ラスパイレス指数は103.9となり、平成21年度と比較して12ポイントの減となったことから、中期計画及び年度計画における目標を達成した。 〔以上 II 3(3) pp.297~301〕</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・コスト縮減の取組、本社・支社等における業務運営の効率化を図る取組、国家公務員に準じた人件費縮減の取組、人事制度の抜本的見直しの実施等により、事業費の縮減、一般管理費の削減、人件費の縮減等を着実に進めた。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものであるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 指標のうち「事業費」については、平成27年度の計画値（前中期目標期間の最終年度の平成24年度から6%縮減した額）を上回る6.38%の縮減を達成している。 また「一般管理費」についても、平成27年度の計画値（前中期目標期間の最終年度の平成24年度から11%縮減した額）を上回る11.6%の縮減を達成し、中期目標の計画値である中期目標期間最終年度15%縮減に向け、事業費同様、着実に減少しているほか、「総合コスト改善率」も6.1%となり、中期目標の達成に向けて、着実に進めている。 さらに人件費についても、対国家公務員指数は103.9となり、中期計画における目標値（平成21年度の指数116.0と比較して12ポイント程度低減）を達成した。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・計画通りのコスト削減を実現している。 ・計画通り取り組み、着実に成果を上げていると思われる。 ・給与抑制措置については、既に飽和状態に達していると思われる。もう給与については抑制しなくとも良いのではないか。 ・事業費の縮減に取り組むとともに独自の人事制度を継続し、総合コスト改善に一定の成果を挙げた。これらの取り組みによって、中期計画における所期の目標を達成したと評価できる。 ・着実に実行され過ぎており、コスト縮減については、これ以上の縮減に疑問を感じるものである。安全性の確保、将来の人材の育成、より優れた人材の確保に支障がきたすことを危惧している。現段階での状況は、</p>

		<p>検証結果や取組状況の公表を行う。</p> <p>(4) その他コストの縮減</p>	<p>(4) その他コストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新技術の活用等によってコスト縮減を図る。 ○ストックマネジメントを展開してライフサイクルコストの低減を図る。 ○小水力発電設備等を設置して、管理費の縮減を図る。 等 	<p>エ. コスト構造改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水資源機構コスト構造改善プログラム」に基づく取組を推進し、総合コスト改善率 6.1%とした。〔II 3 (4)① pp.302～303〕 ・水路等施設について、コンクリート構造物の劣化診断や管水路内の調査などの機能診断調査を実施し、分析結果を踏まえた機能保全計画の見直しに向けたデータ整理により劣化診断の効率化、ストックマネジメント等の展開を進め、適時適切な機能保全対策の実施によりライフサイクルコストの低減を図った。〔II 3 (4)② p.304〕 ・平成 27 年度は、豊川用水二川調整堰等の小水力発電設備、群馬用水棟名調整池等の太陽光発電設備の運用を開始し、発生電力を管理用として使用すること等により、管理費の縮減を図った。〔II 3 (4)③ pp.305～306〕 		縮減が度を越しているのではあるまいか。
--	--	--	---	---	--	---------------------

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成 27 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
6-1	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、剩余额の使途
当該項目の重要度、難易度	— 関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省） 行政事業レビューシート番号：41

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
収入予算現額（計画 値）	—	—	159,996 百万円	160,816 百万円	154,066 百万円			—
収入決算額（実績額）	—	193,757 百万円	155,011 百万円	156,851 百万円	146,700 百万円			—
達成率	—	—	96.9%	97.5%	95.2%			—
支出予算現額（計画 値）	—	—	188,698 百万円	191,984 百万円	190,401 百万円			—
支出決算額（実績 額）	—	163,597 百万円	167,334 百万円	176,943 百万円	171,864 百万円			—
達成率	—	—	88.7%	92.2%	90.3%			—

注) 収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「III 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。	<p>III 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。</p> <p>等</p> <p>IV 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 300 億円とする。</p> <p>VII 剰余金の使途 剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。</p>	<p>III 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。</p> <p>等</p> <p>IV 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300 億円とする。</p> <p>VII 剰余金の使途 剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。</p>	<p><主な定量的指標> 収入予算現額・決算額 支出予算現額・決算額 <その他の指標> — <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。</p> <p>イ. 短期借入金の借入 事業の進捗状況に応じた交付金等の受け入れ、水資源債券の発行、適切な資金繰りの実施により、一時的な資金不足に対応するための短期借入れを行わなかった。[IV p.319]</p> <p>ウ. 剰余金の使途の整理 平成 27 年度の当期総利益約 24 億円について、全額を積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。[VII p.324]</p>	<p><主要な業務実績> ア. 予算に基づく業務運営 ・年度計画における予算に基づいて事業執行を行い、施工計画の見直し等による予算の繰越はあるものの、事業の円滑な進捗を図っており、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。[III pp.312~318]</p> <p>イ. 短期借入金の借入 事業の進捗状況に応じた交付金等の受け入れ、水資源債券の発行、適切な資金繰りの実施により、一時的な資金不足に対応するための短期借入れを行わなかった。[IV p.319]</p> <p>ウ. 剰余金の使途の整理 平成 27 年度の当期総利益約 24 億円について、全額を積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。[VII p.324]</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・年度計画における予算に基づいて円滑な事業進捗を図り、適正な業務運営を実施し、適切な資金繰りにより短期借入れを行わなかった。 ・剰余金の使途については、適正に整理した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を達成したものと考えられ、B 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 指標の「収入及び支出予算額」に対する決算額は、概ね計画どおりの数値となっている。 また、一時的な資金不足のための短期借入れも行っていないほか、剰余金の使途についても、平成 27 年度の利益 24 億円を全額積立金として整理しており、適正な措置である。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B としたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・予算、収支計画、資金計画については特に大きな問題はないとの評価する。 ・利水者から注目されている余剰金については、全額を積立金として整理するなど、適正な業務運営に努めたことは、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。</p>

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成 27 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
6-2	適切な資産管理、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省）		行政事業レビューシート番号：41			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間平均 値	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
不要資産処分手続件数（注1）（計画値）	—	—	17件	8件	3件			年度計画 別表7
不要資産処分手續件数（注1）（実績値）	—	25件	27件 (21件)	30件 (9件)	23件 (6件)			上段：全体 下段：年度計画 別表7関係
達成度	—	—	159% (124%)	375% (113%)	767% (200%)			上段：全体 下段：年度計画 別表7関係
不要資産処分完了件数（計画値）	—	—	17件	8件	3件			年度計画 別表7
不要資産処分完了件数（実績値）	—	0件	10件 (10件)	10件 (5件)	6件 (0件)			上段：全体（注2） 下段：年度計画 別表7関係
達成度	—	—	59% (59%)	125% (63%)	200% (0%)			上段：全体 下段：年度計画 別表7関係
不要資産処分累積完了件数（計画値）	—	—	17件	18件	18件			中期計画 別表7
不要資産処分累積完了件数（実績値）	—	0件	10件 (10件)	20件 (15件)	26件 (15件)			上段：全体（注3） 下段：中期計画 別表7関係
達成度	—	—	59% (59%)	111% (83%)	144% (83%)			上段：全体 下段：中期計画 別表7関係

注1) 不要資産処分手續件数は、当該年度に処分手續を行った延べ件数である。

注2) 不要資産処分完了件数（実績値）の上段は、年度計画の別表7に掲上した不要資産以外の不要資産の処分完了件数を含む件数である。

注3) 不要資産処分累積完了件数（実績値）の上段は、中期計画の別表7に掲上した不要資産以外の不要資産の処分累積完了件数を含む件数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						主務大臣による評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評定
					業務実績	自己評価	
	<p>機構全体の保有資産の必要性について検証を実施し、不要と認められる資産については、その使用実態を踏まえて、処分等に係る検討等を行うとともに、保有資産の必要性について不斷に見直しを行う体制を整備すること。また、事業資産の管理をより適正に行うこと。</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要か否かについて検証を実施し、必要性がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。</p> <p>VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 Vに規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。</p>	<p>適正な資産管理に取り組むとともに、保有資産の必要性等について見直しを行う。</p> <p>○機構全体の保有資産の必要性について不斷の見直しを行い、不要と認められるものについて計画的に処分を行うなど、適切な資産管理を推進する。</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要か否かについて検証を実施し、必要性がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。</p> <p>等</p> <p>VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 Vに規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。</p> <p>等</p>	<p>適正な資産管理に取り組むとともに、保有資産の必要性等について見直しを行う。</p> <p>○機構全体の保有資産の必要性について不斷の見直しを行い、不要と認められるものについて計画的に処分を行うなど、適切な資産管理を推進する。</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要か否かについて検証を実施し、必要性がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。</p> <p>等</p> <p>VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 Vに規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。</p> <p>等</p>	<p><主な定量的指標> 不要資産処分手続件数（延べ件数） 不要資産処分完了件数 不要資産処分累積完了件数</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> 適切な資産管理を確保するものであるか。</p> <p>ウ. 資産処分の取組 ・年度計画の別表7に掲上した不要資産3件については、平成25年度に策定した「不動産の売り払いに関する事務処理方針」に基づき、市場動向を的確に把握しながら入札の実施回数に応じて入札条件を段階的に緩和し、価格の見直しを行うなど、継続してできる限りの処分手続きを行ったが、平成27年度内の処分はできなかった。 ・その他不要と判断した資産17件の処分手続きを進めるとともに、6件について処分を完了した。 ・合わせて、20件の不要資産について、処分手続きを延べ23件実施するとともに、6件を処分した。 ・中期計画の別表7に掲上した不要資産18件のうち、15件の処分が完了し、その他不要と判断した資産11件の処分と合わせ、累積で26件を処分した。 〔以上V pp.321～322〕</p> <p>エ. 重要財産処分 ・平成25年度の取組により、中期計画別表8に掲上した処分財産の処分を完了し、目標を達成している。 ・平成27年度は、豊川用水開墾道路及び排水路について、重要財産処分に係る主務大臣認可を得て、地元自治体への引き渡しを完了した。 〔以上VI p.323〕</p>	<p><主要な業務実績> ア. 保有資産の必要性についての不断の見直し等 ・平成27年度は、従来から検討を行っている資産のほか、新たに抽出した資産を対象に、水資源開発施設等を始めとする資産の保有の必要性や不要と認められる資産の処分方針等について、関係部署による組織横断的な検討・整理を行った。 ・平成27年6月及び12月に資産管理等整理推進委員会を開催し、不要と認められる保有資産の処分に関する審議等を実施した。 〔以上 II 4 ② p.308〕</p> <p>イ. 不要と判断した資産の処分 ・不要と判断した事案については、その処分に向け、使用実態等を踏まえ、地方公共団体や使用承認により使用させている者等への売却等について、検討及び協議を行った。〔II 4 ② pp.308～309〕</p> <p>ウ. 資産処分の取組 ・年度計画の別表7に掲上した不要資産3件については、平成25年度に策定した「不動産の売り払いに関する事務処理方針」に基づき、市場動向を的確に把握しながら入札の実施回数に応じて入札条件を段階的に緩和し、価格の見直しを行うなど、継続してできる限りの処分手続きを行ったが、平成27年度内の処分はできなかった。 ・その他不要と判断した資産17件の処分手続きを進めるとともに、6件について処分を完了した。 ・合わせて、20件の不要資産について、処分手続きを延べ23件実施するとともに、6件を処分した。 ・中期計画の別表7に掲上した不要資産18件のうち、15件の処分が完了し、その他不要と判断した資産11件の処分と合わせ、累積で26件を処分した。 〔以上V pp.321～322〕</p> <p>エ. 重要財産処分 ・平成25年度の取組により、中期計画別表8に掲上した処分財産の処分を完了し、目標を達成している。 ・平成27年度は、豊川用水開墾道路及び排水路について、重要財産処分に係る主務大臣認可を得て、地元自治体への引き渡しを完了した。 〔以上VI p.323〕</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・保有資産の必要性や不要と認められる保有資産の処分方針等について、組織横断的に検討・整理を行った。 ・年度計画の別表7に掲上した不要資産3件については入札条件を段階的に緩和しながら入札を進めたほか、価格の見直しを行うなど、適正に手続きを実施したが、処分することができなかつた。 ・上述以外に不要と判断した資産17件の処分手続きを進め、このうち6件について処分を完了した。 ・豊川用水開墾道路及び排水路について、独立行政法人通則法の手続きに則り、主務大臣の認可を得て適正に処分した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画における所期の目標の達成に向けて着実に進捗しているものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 指標の「不要資産処分件数」は、手続件数、完了件数、累積完了件数の、いずれの数値も計画値を上回っている。 その結果として、中期計画に掲げた不要財産18件のうち、昨年度までに既に15件の処分が完了しており、また、残りの3件についても、不利な立地条件のなか弾力化された処分手続きを則り、処分を継続しているほか、新たに不要と判断した資産の処分も行っていることから、適切な対応と認められる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)</p> <p><その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・不良資産の処分はそもそもが難しく、可能な限りの努力はしているものと評価できる。民間ベースであれば、処分しようのない資産については無理に処分をしないという行動をとっているかもしれない。いずれにしても困難な業務に真摯に取り組んでいる点は評価できる。 ・不要資産の処分は、機構内の努力だけでどうにもならないものであるため、規則に則って手続きを遅滞なく進めているので、目標は達成していると見なして良いと思われる。 ・難易度が高い不要資産の処分を継続的に努めた結果、中期計画に計上した不要資産の処分を大きく推進させた。これらは中期計画における所期の目標を達成したと認められる。 ・不要資産の処分については、従前から疑問を感じており、行き過ぎた資産の切り売りは如何なものかと思っている。</p>

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
7	その他業務運営に関する重要事項
当該項目の重要度、難易度	— 関連する政策評価・行政事業レビュー（国土交通省） 行政事業レビューシート番号：41

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間平均値等	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金残高（計画値） (千円)	—	—	—	—	—			—
積立金残高（実績値） (千円)	—	86,977,809 千円 (前中期目標期間最終年度値)	84,768,390 千円	80,411,470 千円	70,869,268 千円			—
達成度 (%)	—	—	—	—	—			—
次期中期目標期間にわたる契約（計画値） (件)	—	—	—	—	—			—
次期中期目標期間にわたる契約（実績値） (件)	—	87 件	4 件	19 件	50 件			—
達成度 (%)	—	—	—	—	—			—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1. 施設・設備に関する計画 機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。	1. 施設・設備に関する計画 中期目標期間中ににおける本社・支社局等の情報機器・実験設備等に係る整備、更新及び改修は、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を実施する。	1. 施設・設備に関する計画 平成27年度における主な本社・支社局等に係る情報機器・実験設備等に係る整備、更新及び改修を実施する。	<主な定量的指標> 積立金残高 次期中期目標期間にわたる契約 <その他の指標> — <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。	<主要な業務実績> ア. 施設・設備に関する計画 ・中期計画に基づき施設・設備の整備、更新及び改修を、保有の必要性を検証した上で実施し、施設・設備に関する計画について適正に実施した。〔VIII 1 pp.325～326〕	<評定と根拠> 評定：B ・要員配置計画の作成、計画的な要員配置の見直しによる1名の定員削減、積立金の適正な活用、木曽川右岸緊急改築事業などの関係利水者との負担金の前払い方式の協定締結、継続かつ効率的な執行を行う必要性に基づく業務の次期中期目標期間にわたる契約など適正な業務運営を図る取組を着実に実施した。 ・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を達成したものと考えられるため、B評価とした。	評定 B <評定に至った理由> 指標のうち「積立金残高」は、前年度より約95億円の減少となっているが、個別法による国土交通大臣の承認に基づき、国及び利水者の負担軽減の取り組みに活用したことなどによるものであり、適正と認められるほか、「次期中期目標期間にわたる契約数」についても、主に管理業務について契約を行った結果として前年度を上回っている。 また、利水者の要望を踏まえた割賦負担金の繰上償還の受け入れや、要員配置計画に基づき計画的な要員配置の見直しを行うことにより、今年度も定員削減したことでも評価できる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。
2. 人事に関する計画 要員の削減も含めた計画的な要員配置の見直しを行うため、本社、支社・局及び事務所ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適時適切に改訂するなど、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。	2. 人事に関する計画 計画的な要員配置の見直しと繁忙期等の重点的な人員配置を行う。	2. 人事に関する計画 要員配置計画を作成し、計画的な要員配置の見直しを行う。	<評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。	イ. 要員配置の見直し ・本社、支社局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、要員の削減も含めた計画的な要員配置の見直しを行うことにより、定員を1名削減した。〔VIII 2 ① p.327〕	<課題と対応> 特になし	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)
3. 積立金の使途 積立金について は、利水者等の負担軽減を図るために活用を行うこと。	3. 積立金の使途 積立金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る利水者等の負担軽減を図るために、施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費負担の抑制を図るための管理システム更新整備、防災・減災対策として燃料設備の増強及び再生可能エネルギーの活用推進に資する施設整備等に活用するとともに、施設の耐震性能の強化、施設の長寿命化やコスト縮減に資する技術力の維持・向上のための調査・技術開発等に活用する。 なお、積立金の執行にあたっては、外部有識者による事前	3. 積立金の使途 積立金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る利水者等の負担軽減を図るために、施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費負担の抑制を図るための管理システム更新整備、防災・減災対策として燃料設備の増強及び再生可能エネルギーの活用推進に資する施設整備等に活用するとともに、施設の耐震性能の強化、施設の長寿命化やコスト縮減に資する技術力の維持・向上のための調査・技術開発等に活用する。	<評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。	ウ. 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金の活用 ・機構法第31条に基づく積立金については、国及び利水者の負担軽減に資する取組に充当することとして、適正な執行を図った。〔VIII 3 pp.329～330〕	<その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・特に大きな問題はない。 ・計画通り取り組み、成果を上げているとおもわれる。 ・積立金について利水者負担の軽減に資する取組みに充当するなど適正に活用しており、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。	

<p>4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項 (1)利水者負担金に関する事項 利水者負担金の支払方法について、前払いする方式の活用など利水者の要望も踏まえて適切に対応すること。</p> <p>(2)中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて中期目標期間を超える債務負担を検討すること。</p>	<p>4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項 (1)利水者負担金に関する事項 ○前払い方式の活用を最大限図る。</p> <p>○割賦負担金の線上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。</p> <p>(2)中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じ次期中期目標期間にわたって契約を行う。 等</p>	<p>4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項 (1)利水者負担金に関する事項 ○前払い方式の活用を最大限図る。</p> <p>○割賦負担金の線上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。</p> <p>(2)中期目標期間を超える債務負担 当該事業年度には、ダム等建設事業等において、次期中期目標期間にわたつて契約を行うことを予定している。</p>	<p>エ. 前払い方式の活用 • 平成27年度から着手した木曽川右岸緊急改築事業及び第2回計画変更を行った豊川用水二期事業の関係利水者に対し、事業費の前払い方式についての情報提供や各利水者の意向を踏まえた調整を行い、当該関係利水者と前払い方式の協定を締結した。〔VIII 4(1) ① p.331〕</p> <p>オ. 割賦負担金の線上償還受け入れ • 割賦負担金の線上償還について、利水者から要望を受けて調整を行い、機構の財政運営を勘案の上、約30億円の割賦負担金の線上償還を受け入れた。〔VIII 4(1) ② p.332〕</p> <p>カ. 次期中期目標期間にわたる契約 • 業務の継続的かつ効率的な執行を行う必要から、本社及び21事務所等において、次期中期目標期間にわたる契約を50件行った。〔VIII 4(2) p.333〕</p>		

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「平成27事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし